

# 会報 書記官

2020  
No.62

- 実務研究／民事 証拠保全に関する書記官事務の研究  
～電磁的記録を目的物とする検証を中心に～
- 実務研究／刑事 令状事務処理の手引
- 国際交流 ヨーロッパ司法補助官連盟総会派遣希望者の募集について  
ヨーロッパ司法補助官連盟総会派遣希望者FAQ  
国際交流TIP～書記官に対する国際交流のすすめ～  
EUR総会派遣内規
- 試験問題解説 平成31年度簡易裁判所判事候補者選考  
第1次選考（筆記試験）問題解説



最高裁判所図書館



日本裁判所書記官協議会



## 会報 書記官 第62号

### 目 次



◎卷頭言	1
------	---

#### ◎実務研究 / 民事

証拠保全に関する書記官事務の研究 ～電磁的記録を目的物とする検証を中心に～	4
--	---

#### ◎実務研究 / 刑事

令状事務処理の手引 (勾留関係事件を除く一般令状等について)	82
-----------------------------------	----

#### ◎国際交流

ヨーロッパ司法補助官連盟総会派遣希望者の募集について	174
ヨーロッパ司法補助官連盟総会派遣希望者 FAQ	177
国際交流 TIP～書記官に対する国際交流のすすめ～	183
EUR 総会派遣内規	185

#### ◎試験問題解説

平成31年度 簡易裁判所判事候補者選考 第1次選考（筆記試験）問題解説	187
-------------------------------------	-----

本部だより	219
-------	-----

## 令状事務処理の手引 (勾留関係事件を除く一般令状等について)

### はじめに

令状の発付は、被疑者その他の関係人の人権に直接影響する重大なものであるから、令状自体における誤字脱字、押印漏れなどの誤りが許されないのはもちろんのこと、適正な請求及び疎明資料に基づき、裁判官による充分な審査を経たうえでされなければならぬ。したがって、令状の請求、審査、発付いずれの段階においても適正な処理が求められている。

また、犯罪捜査は、被疑者の身柄保全又は証拠の収集保全（証拠価値の減少、証拠の散逸及び消滅）に鑑みて、迅速性が要求される。強制捜査の前段階となる令状処理においても、適正な処理の確保のためとはいへ、審査等に必要以上の時間をかけていては犯罪捜査の実効性が減少又は消滅することになりかねないため、他の事務処理と比較して、より迅速な処理が求められているといえる。

令状発付の判断権者は、当然ながら裁判官である。一方で書記官は、請求書の受理という明示的に規定された事務（刑事訴訟規則298条1項）を除き、どの範囲を、どの程度点検しなければならないのか、そもそも点検する必要があるのか、その根拠となるような具体的かつ明示的な規定は存在しない。

この点、令状処理の適正確保において、書記官による点検が重要な役割を果たすことは間違いない。他方、書記官による点検に時間がかかることによって、裁判官の十分な審査時間が確保できない、全体的な処理時間が増加するなど、令状処理の迅速性が失われるという問題もある。

書記官がどこまで点検すべきかの具体的な範囲はさておき、重要なのは、裁判官と書記官が適正確保と迅速性を意識しながら、互いに協働して（完全な分業ではない）令状処理を行うことにあると考えられる。そして、適正確保と迅速性を両立させるためには、書記官による一定程度の点検は必要であり、その点検過程において問題となり得る事項（疑問点）に気付いたときは、速やかに裁判官へ報告して判断を仰ぐとともに、裁判官の判断を補助すべく、必要に応じた法令、判例、参考文献等の調査を補助的に行うことになる。

このように、令状処理において書記官に求められるものは、問題となり得る事項に気付

くこと、つまり「気付きの力」であり、気付いた問題点を書記官のみで時間をかけて解決するのではなく、「裁判官と協働して解決を図る」ことであると考える。

書記官が「気付きの力」を十分に發揮し、「裁判官と協働して問題解決を図る」ためには、その前提として令状処理における基礎的事項に関する知識が必要不可欠であるが、刑事（とりわけ令状）事件を現に又は過去に担当している書記官以外の書記官においては、その基礎的知識が十分とはいえないことが多い。

本稿は、令状処理の経験が比較的浅い書記官であっても「気付きの力」をできるだけ發揮できるよう、令状処理における基礎的事項（特に請求方式）及び留意点を中心にまとめたものである（本稿では通信傍受令状については触れていないが、この点はご容赦願いたい。）。読者の所属する庁の取扱いとは異なる点もあると思われるが、実務の参考にしていただけたら幸いである。

なお、本稿は、長崎地裁厳原支部裁判所書記官山口英明氏（令和元年10月1日から経理局総務課公務員宿舎第2係長）が当時の長崎における令状実務の取扱いを前提に作成した原案に基づき、当研究班において改編、監修等を行い、今回完成に至ったものであることを付言する。

日本裁判所書記官協議会福岡地区支部・福岡高裁支部刑事実務研究班

<b>第1 令状事務処理全般に関する留意点</b> .....	90
1 一般的な令状事務処理の流れ（イメージ図） .....	90
2 書記官点検時における心構え .....	91
3 令状請求書の受理等.....	91
(1) 令状請求書、令状種別等の形式的確認.....	91
(2) 令状請求権者の分類等.....	92
(3) 令状の管轄（請求先）裁判所.....	94
(4) 少年事件.....	95
(5) 令状請求書の受理（立件） .....	97
4 令状請求と訴訟条件.....	98
(1) 訴訟条件とは .....	98
(2) 訴訟条件その1（親告罪における告訴等がない段階での令状請求） .....	98
(3) 訴訟条件その2（公訴時効と令状請求） .....	100
(4) 訴訟条件その3（被疑者の死亡＝死者を被疑者とする令状請求） .....	106
5 令状の有効期間.....	106
6 令状請求の却下、撤回.....	108
7 令状発付後の記載事項の変更、追加.....	110
8 令状の返還.....	112
<b>第2 通常逮捕状</b> .....	113
1 請求権者 .....	113
2 管轄（請求先）裁判所 .....	114
3 発付の実体的要件及び制限 .....	114
4 請求書の記載事項等 .....	115
5 その他の留意点 .....	120
(1) 逮捕状の再請求 .....	120
(2) 令状の作成 .....	120
<b>第3 緊急逮捕状</b> .....	121
1 請求権者 .....	121
2 管轄（請求先）裁判所 .....	121
3 緊急逮捕及び緊急逮捕状発付の実体的要件等 .....	121
4 請求書の記載事項等 .....	123
5 その他の留意点 .....	125
(1) 罪名又は被疑事実に重大性を満たさないものがある場合の措置 .....	125
(2) 緊急逮捕後から請求時までに罪名（被疑事実）が変わった場合の措置 .....	125
(3) 請求の撤回の可否 .....	125

(4) 令状の作成	125
第4 捜索差押許可状（検索・差押え・リモートアクセスによる複写の処分）	126
1 請求権者	126
2 管轄（請求先）裁判所	126
3 検索差押許可状発付の実体的要件等	126
4 請求書の記載事項等（規155条1項）	130
5 検索差押えに関する一定の制限	131
(1) 郵便物又は電信に関する物	131
(2) 公務上、業務上の秘密に関する物	132
(3) 夜間執行	132
6 検索差押等許可状の作成等	132
7 その他の留意点	132
8 リモートアクセスによる複写の処分	133
(1) リモートアクセスとは	133
(2) 請求書の記載事項　—リモートアクセスによる複写の処分の場合に付加すべき点—	134
(3) リモートアクセスによる複写の処分に関する審査	136
(4) 疎明資料	136
(5) 立件	136
(6) 令状の作成	137
(7) 留意点	137
第5 記録命令付差押許可状	138
1 記録命令付差押えとは	138
2 請求権者	139
3 相手方	139
(1) 電磁的記録を保管する者	139
(2) 電磁的記録を利用する権限を有する者	139
4 管轄（請求先）裁判所	140
5 請求書の記載事項等	140
6 その他の留意点	141
(1) 電磁的記録が記録してあるサーバの特定は不要	141
(2) サーバが外国にあっても可能	142
(3) 夜間執行の許可	142
(4) 実務上の留意点	142

<b>第6 国税通則法等による臨検搜索差押（押収）許可状</b>	142
1 臨検とは	142
2 請求権者	142
3 管轄（請求先）裁判所	143
4 請求書及び疎明資料	143
5 臨検、搜索又は差押え（押収）をすることができる主な法令等	143
6 その他の留意点	144
(1) 請求書の受理（立件）	144
(2) 令状の有効期間	144
(3) 夜間執行許可の可否	145
(4) 令状の作成等	145
<b>第7 検証許可状</b>	146
1 検証とは	146
2 請求権者	146
3 管轄（請求先）裁判所	146
4 請求書の記載事項	146
5 その他の留意点	147
(1) 検証すべき場所又は物	147
(2) 夜間執行	147
(3) 令状の有効期間	147
(4) 令状の作成	147
<b>第8 身体検査令状</b>	147
1 身体検査令状とは	147
2 検証としての身体検査	147
3 身体検査令状を必要とする場面	148
4 請求権者	148
5 管轄（請求先）裁判所	149
6 請求書の記載事項	149
7 その他の留意点	149
(1) 夜間執行	149
(2) 令状の有効期間	149
(3) 令状に付する条件等	149
(4) 令状の作成	150
<b>第9 鑑定処分許可状</b>	150
1 鑑定とは	150

2 請求権者	151
3 管轄（請求先）裁判所	151
4 請求書の記載事項等	151
5 その他の留意点	153
(1) 令状に記載すべき鑑定処分の対象	153
(2) 令状の有効期間	154
(3) 令状に付する条件等	154
(4) 令状の作成	154
第10 引致状	155
1 引致状とは	155
2 保護観察対象者とは	155
3 引致状請求に至るまでの流れ	155
4 請求権者	156
5 管轄（請求先）裁判所	156
6 その他の留意点	156
(1) 請求書の受理（立件）	156
(2) 保護観察停止決定日及び効力発生日	156
(3) 刑の時効	157
(4) 引致すべき場所	158
(5) 令状の有効期間	158
(6) 引致状の再請求	158
(7) 引致状の作成等	158
第11 警察官職務執行法3条による保護許可状	159
1 保護許可状とは	159
2 保護許可状請求に至るまでの流れ	159
3 請求権者	160
4 管轄（請求先）裁判所	160
5 その他の留意点	160
(1) 請求書の受理（立件）	160
(2) 保護の時間的制限	160
(3) 発付の要件等	160
(4) 保護許可状の作成	161
第12 特殊事案にかかる令状	161
1 強制採尿	161
(1) 強制採尿の目的	161

(2) 強制採尿に用いる令状の種類	162
(3) 請求書の記載事項等	162
(4) 令状に付する条件等	163
(5) 令状の作成	163
<b>2 強制採血</b>	<b>163</b>
(1) 強制採血の目的	163
(2) 強制採血に用いる令状の種類	164
(3) 請求書の記載事項等	164
(4) 令状に付する条件等	165
(5) 令状の作成	166
<b>3 毛髪の強制採取</b>	<b>166</b>
(1) 毛髪の強制採取の目的	166
(2) 毛髪の強制採取に用いる令状の種類	167
(3) 請求書の記載事項等	167
(4) 令状に付する条件等	168
(5) 令状の作成	169
<b>4 携帯電話の位置情報探索のための令状</b>	<b>169</b>
(1) 携帯電話の位置探索とは	169
(2) 携帯電話の位置探索に用いる令状の種類	170
(3) 請求書の記載事項等	170
(4) 位置探索の対象者及び対象携帯電話	170
(5) 位置探索のための検証期間等	171
(6) 令状の有効期間と検証期間	172
(7) 夜間執行	172
(8) 令状の作成	173

## 凡例

## 1 法令

主な法令については、次のとおりの略語を用いる。

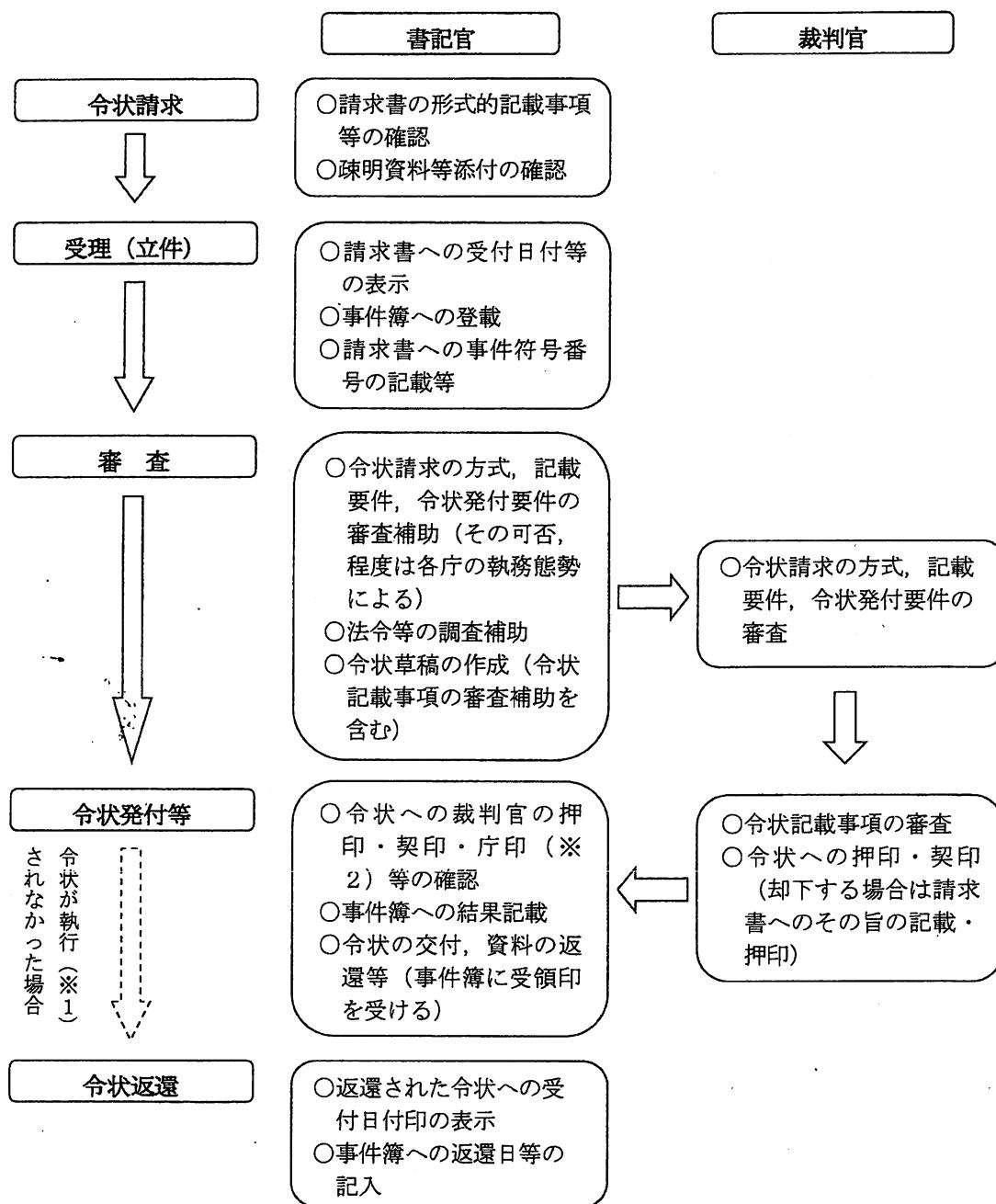
- 法（又は刑訴法）…刑事訴訟法
- 規（又は刑訴規）…刑事訴訟規則
- 少…少年法
- 刑…刑法
- 犯搜規…犯罪捜査規範
- 警職法…警察官職務執行法
- 通信傍受法…犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

## 2 参考とした主な書籍等

- 令状事務…裁判所職員総合研修所「令状事務（三訂版）」
- 令状基本上・下…「令状基本問題〔増補〕」上・下（判例時報社）
- 令状理論と実務Ⅰ…別冊判例タイムズ34（2012/08/25）「令状に関する理論と実務Ⅰ」
- 令状理論と実務Ⅱ…別冊判例タイムズ35（2013/01）「令状に関する理論と実務Ⅱ」
- 逮捕・勾留の解釈と運用…刑事裁判資料第268号「逮捕・勾留に関する解釈と運用」
- 捜索差押等の解釈と運用…刑事裁判資料第272号「捜索差押等に関する解釈と運用」
- 逮捕・勾留の実際…「Q & A 実例 逮捕・勾留の実際〔第2版〕」（立花書房）
- 捜索・差押えの実際…「Q & A 実例 捜索・差押えの実際〔第2版〕」（立花書房）
- 令状請求の実際…「令状請求の実際101問」（立花書房）
- 法解説…法務省刑事局「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の解説」（平成24年3月付け検察資料282）
- 受付分配通達…平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」

## 第1 令状事務処理全般に関する留意点

### 1 一般的な令状事務処理の流れ（イメージ図）



※1 犯罪捜査のための令状は、捜査機関に強制処分の権限を付与するものであるから、厳密にいえば「執行」という概念はない。この点、実務では令状による強制処分の着手を「執行」ということが多いことから、本書でもこれにならい、同処分の着手を「執行」と呼称する。

※2 「庁印等の確認」とあるが、平成30年5月28日付け刑事局第二課長・行政局第二課長、家庭局第一課長書簡において、庁印の取扱いを廃止する例もある。

## 2 書記官点検時における心構え

- 令状関係書類と他の文書等が混在することを避けるため、机上をできる限り整頓し、当該令状関係書類のみを机上に広げて点検することが望ましい。
- 捜査の秘密性が保持されなければならないから、来庁者等に令状関係書類を見られたり、捜査機関との連絡内容を聞かれたりすることのないよう留意しなければならない。
- 関連する法令（法改正の有無、法定刑、犯罪構成要件、親告罪の有無等）については、たとえ記憶している内容であっても、その正確性を確保するため、六法全書や「D1-Law.com（第一法規法情報総合データベース）」等で規定内容をその都度確認することが重要であり、特に改正が頻繁に行われる特別法や条例では必要不可欠といえる。
  - ▶ 条例違反等に関する令状請求では、条例が六法全書等に掲載されていないため、捜査機関から当該条例の写し等を資料として提供されることも少なくない。しかし、その資料を全面的に信頼できるという保障はないから、それのみを過信することなく、改正の有無などについて県や市のホームページで公開されている例規集、公報等で確認することが望ましい。
- 点検の過程において問題となり得るような事項（疑問点）に気付いたときは、自己のみで時間をかけて検討等するのではなく、速やかに裁判官へ報告して判断を仰ぐことが重要である。その報告後は、裁判官の判断を補助すべく、必要に応じて法令、参考文献等の調査を行うべきである。
  - ▶ 令状処理に迅速性が要求されている以上、書記官としては、判断作用部分の点検に必要以上の時間をかけるのではなく、疎明資料等から客観的に確認できるような形式的事項を重点的に点検することが重要ではないだろうか。それによって、裁判官は、形式的事項の審査にかける時間を短縮し、判断作用部分に集中できるのではないかと考えられる。
- 総括的な捜査報告書は、事案の全体像を把握するには有益であるものの、あくまで説明資料に過ぎないから証拠価値としては低い。書記官が発付要件等の審査補助をする場合には、当該捜査報告書の記載内容のみをもって点検するのではなく、その記載内容を裏付ける被害届、診断書、関係者の供述調書等の疎明資料に当たって確実に点検することが重要である。

## 3 令状請求書の受理等

### （1）令状請求書、令状種別等の形式的確認

令状請求書を受領したときは、

- ① あて名（管轄）、作成名義人（資格、氏名等）の表示、押印、作成日に誤記はないか

【参考】あて名について

「〇〇裁判所 裁判官 殿」とする「あて名」については、実務上、裁判所名を空白にしたまま持参されることが多い。これは、曜日又は時間帯で令状処理を担当する裁判官が交替するなど裁判所側の都合によるものであり、請求書が持参された時点における担当裁判官が所属する裁判所名を記入してもらうための取扱いである。

- ② 請求する令状種別に応じた様式を用いているか（例えば、通常逮捕状請求であるのに、緊急逮捕状請求書の様式を用いているなど）
- ③ 請求する令状について標題と請求文言とで相違していないか（例えば、請求書の標題が「検証許可状請求書」となっているのに、請求文言では「検証許可状の発付を請求する。」となっていないかなど）
- ④ 被疑者が特定されているか（特定事項は足りているか）
- ⑤ 罪名と被疑（犯罪）事実の要旨に相違点はないか（例えば、罪名は「窃盗」となっているのに、被疑事実の要旨には「窃盗」に加えて「住居侵入」の事実が記載されているなど）
- ⑥ 必要に応じた添付書類（逮捕状請求書であればその謄本）及び疎明資料が提出されているかなどの形式的事項を確認する。
  - ▶ 長崎では、受理の失念防止（特に複数の令状請求が同時にされた場合）、迅速処理等のための工夫例として、請求受付窓口において、請求書を持参した者（捜査員等）に対し、令状種別、通数、内容照会連絡先（担当者名、内線番号）の項目からなる「令状請求メモ」への記載協力を求めている。

(2) 令状請求権者の分類等

令状請求権者に関する分類例（ただし、勾留及び勾留に代わる観護措置は割愛した。）は、次表のとおりである（令状種別に応じた請求権者については本書第2以下を参照されたい）。

請求権者の分類		解説等
検察官等	検察官	<p>検察官には、いわゆる正検事、副検事のほか、区検察庁の検察官事務取扱検察事務官も含まれる（検察庁法36条）。</p> <p>刑事手続に基づくすべての令状を請求できる。ただし、通信傍受令状の請求は検事総長が指定する検事に限られる。</p>
	検察事務官	刑事手続に基づく令状のうち通常逮捕状と通信傍受令状とを除いた令状を請求できる。
警察職員等	司法警察職員 (警察官)	<p>司法警察職員とは、司法警察員と司法巡査のことをいう（法39条3項）。</p> <p>司法警察員は、刑事手続に基づくすべての令状を請求できる。ただし、通常逮捕状の請求は国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の階級にある司法警察員、通信傍受令状の請求は各公安委員会が指定する警視以上の階級にある司法警察員に限られる。</p> <p>司法巡査は、緊急逮捕状のみ請求できる。</p>
	特別司法警察職員	特別司法警察職員とは、刑訴法とは別の法令の規定により、特別の事項（例えば、海上保安官及び海上保安官補は海上における犯罪）についてのみ司法警察員又は司法巡査としての職務を行う者である（法190条）。 <p>令状請求権は、警察官たる司法警察員又は司法巡査と基本的に同一である。この点、通常逮捕状請求については、特別司法警察員として法令で定められた官職にある者又は法令の定めにより指名された者である限り、警察官のような指定及び階級による制限はない。ただし、通信傍受令状の請求については、厚生労働大臣が指定する麻薬取締官及び海上保安庁長官が指定する海上保安官に限られる。</p>
その他	行政手続等に基づく令状請求に関しては、各手続に対応する法律の規定によって定められている者	<p>例えば、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国税局又は税務署による国税犯則事件の調査のための臨検、搜索又は差押許可状については「国税庁等の職員」（国税通則法132条）</li> <li>② 税関による関税犯則事件の調査のための臨検搜索差押許可状については「税関職員」（関税法121条）</li> <li>③ 出入国在留管理庁による退去強制相当の外国人についての違反調査のための臨検搜索押収許可状は「入国警備官」（出入国管理及び難民認定法31条）</li> <li>④ 保護観察所による保護観察対象者を引致するための引致状については「保護観察所長」（更生保護法63条4項、2項）、地方更生保護委員会による仮釈放者又は仮退院者を引致するための引致状については「地方更生保護委員会（3人の委員から構成される合議体）」（同条4項、3項、9項、売春防止法26条2項）などがある。</li> </ol>

(3) 令状の管轄（請求先）裁判所

- ① 刑訴法に基づく（準用されている場合を含む）令状の原則的な請求先（規299条1項）

当該事件の管轄（事物管轄及び土地管轄）に関わらず、請求者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官である。

- ② 例外その1…少年事件の場合（規299条2項）

①の原則的な請求先に加えて、請求者の所属する官公署の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官にも請求できる。

- ③ 例外その2…やむ得ない事情により①の原則的な請求先に請求できない場合（規299条1項ただし書）

最寄りの下級裁判所の裁判官に請求することができる。

【参考】「やむを得ない事情」、「最寄り」、「下級裁判所」について

「やむを得ない事情」としては、裁判官が一人しか配置されていない裁判所において、当該裁判官が出張等で不在にしている場合など、令状請求を受ける裁判所側の事情によるものも多い。

「最寄り」とは、請求権者の所属する官公署の所在地を基準とするのか、請求権者の現在地（職務執行地）を基準とするのか、規定上は必ずしも明らかでない。いずれかの地を基準に考えれば最寄りの裁判所は一つに絞られることが多いであろうが、そもそも令状の請求先が規定されている趣旨は、令状請求及びその後の裁判所における処理を迅速に行うことにあると考えられる。そうすると、当該請求について最寄りかどうかを厳密に考えなくとも、捜査機関に恣意的な理由がなければ、やむ得ない事情の具体的な内容及び当該請求の事案内容（令状種別、職務執行予定地等）を考慮して、当該事情のある場合に請求先として合理的（交通事情等を含め、最も早く令状請求のできる裁判所）であるか否かを判断すれば足りると思われる。《参考文献：令状理論と実務I（第5問…16頁）、令状基本上・下（問題3…25頁以下）》

「下級裁判所」には、地方裁判所、簡易裁判所のみならず、高等裁判所及び家庭裁判所も含まれる（裁判所法2条1項）。

令状請求が刑訴法ではなく、特別法に基づくものであるときは、請求先が簡易裁

判所の裁判官のみ、地方裁判所の裁判官のみと限定されている場合がある（管轄基準地が異なる場合もある）ので留意する。例えば、警職法3条にかかる保護許可状の請求先は簡易裁判所の裁判官のみ、通信傍受法4条にかかる通信傍受令状の請求先は地方裁判所の裁判官のみと限定されている。

#### (4) 少年事件

少年事件といっても、少年（20歳未満の者。少2条1項）は、いわゆる「犯罪少年」、「触法少年」及び「ぐ犯少年」に分類される。

少年を被疑者とする令状請求は、成人に対する事件の令状請求とは一部取扱いを異にする部分があり、少年の分類によって令状請求の可否が異なるので留意する。

少年の分類及び令状請求の可否等（ただし、勾留及び勾留に代わる観護措置は割愛した。）は、次表のとおりである。

		犯罪少年	触法少年	ぐ犯少年
分類内容説明		罪を犯した少年（少3条1項1号）	14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年（少3条1項2号）	所定のぐ犯事由があり、その性格又は環境に照らして、将来犯罪又は触法行為をするおそれのある少年（少3条1項3号）
年齢要件		行為時14歳以上（刑事責任年齢。刑41条）	行為時14歳未満	（なし）
令状請求の可否（勾留及び勾留に代わる観護措置を除く）	逮捕状	<p>○ 基本的には成人刑事事件と同様の取扱いとなる。 ただし、少年は未成熟であるから、教育的配慮が必要となる。特に逮捕などの身体拘束を伴うものについては、少年の心身に悪影響を及ぼすおそれがあることから、強制捜査の必要性と比較検討のうえ、より慎重な判断が求められることになる（必要に応じ、被疑事実に関する疎明資料だけでなく、少年の性格、素行、家庭環境等に関する疎明資料を提出させることも考えられる。）。</p>	<p>× 触法少年は14歳未満の者であり、刑事责任能力がないため犯罪となる余地がない。したがって、被疑事件を対象とする刑訴法上の捜査を行うことはできない。</p> <p>△ (触法行為に関する調査にかかる捜索、差押え、検証、鑑定処分、身体検査に限り○、その他は×) この場合、警察官は、犯罪捜査を行うことはできないが、触法事件についての調査は行うことができる。同調査について必要があれば、押収、捜索、検証又は鑑定の嘱託をすることができるから（少6条の5、少年審判規則9条の2）、これらの強制処分に関する令状請求のみ可能となる。※</p>	<p>× ぐ犯行為は、犯罪行為及び触法行為のいずれにも当たらないから、刑訴法上の捜査も触法行為に関する調査もできない。したがって、ぐ犯少年の事件についての令状請求はあり得ない。</p>
	その他の令状			

※ 触法少年事件の調査のためにする令状では、「被疑者」を「少年」に、「被疑事件」を「触法事件」にするほか、身体検査令状については、警告文言のうち罰金及び拘留について除外する文言を付加するなどの一定の修正が必要になることに注意する。《具体的な令状様式等は令状事務272頁以下に詳しい。》

## (5) 令状請求書の受理（立件）

形式的な確認を終えたら、請求書の余白に受付日付印を押捺し、必要があるもの（緊急逮捕状の請求）については、書類受領時刻を記載する<sup>(1)</sup>。その後、受付分配通達に従って所定の事件簿へ登載し、受付日付印の所定の箇所にその事件符号及び番号を記載して、その傍らに認印する（逮捕状請求については、請求書謄本が添付されることになるので、その謄本にも受付日付印を押捺する。）。

登載すべき事件簿（事件符号）は、令状種別、請求先の裁判官の所属裁判所によつて異なる。特に、令状請求が特別法の規定に基づくものである場合には、登載すべき事件簿を誤ることがないよう留意する。

なお、同一日に同一被疑者に対して検索差押許可状などの令状請求が複数あったときは、事件簿の備考欄に検索場所等の特定事項（例えば、「被疑者方居宅」、「被疑者所有車両（車両番号）」など）を記載する例が多い<sup>(2)</sup>。

受付分配通達による登載すべき事件簿（事件符号）の別を整理すると、次表のとおりとなる（ただし、勾留及び勾留に代わる観護措置に関する部分は割愛した。）。

令状種別	登載すべき事件簿（事件符号）		
	簡易裁判所	地方裁判所	家庭裁判所
刑事訴訟法上の令状請求（逮捕、検索、差押え、検証、鑑定処分、身体検査等）※1	刑事雑事件簿（令状請求事件簿）…（る）	刑事雑事件簿（令状請求事件簿）…（む）	少年審判雑事件簿（令状事件簿）…（少口）
通信傍受令状請求（傍受期間延長含む）※2		ク	
更生保護法（63条）、売春防止法（26条）による引致状請求	刑事雑事件簿（令状請求事件簿）…（る）	ク	少年審判雑事件簿（令状事件簿）…（少口）
関税法121、132条の2等による令状請求（臨検等許可状）※3	ク	ク	

- (1) 緊急逮捕をした場合は「直ちに」裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならないとされている（法210条1項）。直ちにされたかどうかを書類上明らかにするため、緊急逮捕状の請求書には、受付日付の表示のみならず、請求書受領時刻の記載も必要となる。なお、令状種別を問わず、すべてに時刻を記載する取扱いをしている府もある。
- (2) 特定事項を記載する趣旨は、令状が返還された場合に当該令状請求を登載した事件簿の備考欄にその旨を記載する必要があり、それに備えるためである。令状請求が却下されたり、撤回されたりする場合もあるので、本来的には発付した段階で記載すれば足りるものではあるが、発付後の記載漏れ防止の意味でも受理時に記載しておくのが良いと思われる。

出入国管理及び難民認定法（31条）による臨検等許可状請求	行政雑事件簿（令状請求事件簿）…（行イ）	行政雑事件簿（令状請求事件簿）…（行ク）	
児童虐待の防止等に関する法律（9条の3第1項）による臨検等許可状請求	〃	〃	家事雑事件簿（令状請求事件簿）…（家口）
警職法（3条）による保護許可状請求	〃		

- ※ 1 触法少年の事件の調査のためにする令状請求（捜索、差押え、検証、鑑定処分、身体検査に限る）も含む。
- ※ 2 通信当事者に対する通知期間の延長請求（通信傍受法30条）、傍受原記録の聴取及び閲覧等の請求（同法32条）は、令状請求事件簿ではなく、一般の「刑事雑事件簿」となるので留意する。
- ※ 3 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律による臨検等許可状請求については、地方裁判所のみとなることに留意する。

#### 4 令状請求と訴訟条件

##### （1）訴訟条件とは

訴訟条件とは、裁判所が公訴提起（起訴）された被告事件について実体的審理及び実体判断をするための要件をいう。この訴訟条件を欠く場合の例としては、親告罪で被害者の告訴を欠く場合、公訴時効が完成している場合、被疑者が死亡している場合などがあり、いずれの場合も公訴提起や公判維持ができないことになる。

捜査は、捜査機関が犯罪が発生したと考えるときに、公訴提起及びその維持等を目的として、犯人を発見・保全し、証拠を収集・確保するために行われるものである（法189条2項及び犯捜規7条参照）から、令状請求時に訴訟条件が欠けている場合、公訴提起及びその維持等を最終的な目的とした犯罪捜査のための令状を発付できるか否かが問題となる。

##### （2）訴訟条件その1（親告罪における告訴等がない段階での令状請求）

###### 【告訴・告発の欠缺に関する留意点】

令状請求時に有効な告訴・告発がないからといって、当該令状を発付できないわけではない。

しかし、公訴提起の可能性（告訴等の可能性）が全くないことが明らかである場合には、当該令状を発付してはならないとされている（逮捕・勾留の解釈と運用225頁以下）。

## 【親告罪等における点検例】

- 1 有効な告訴状等の有無を確認する。
- 2 告訴状等がない場合は、捜査報告書、被害者の供述調書などから被害者の将来的な告訴意思（例えば、供述調書中における「厳罰を望んでいる」旨の記載など）を確認する。
- 3 2でも告訴意思が明らかにならない場合には、その旨を裁判官に伝えて、必要な指示（捜査機関への追加資料提出促し等）を受ける。

## 【解説等】

器物損壊罪（刑261条、264条）や強制わいせつ罪（刑176条、180条1項）などの親告罪は、告訴（法230条以下）がなければ公訴を提起することができず、告訴がないまま公訴提起されたとしても、裁判所は審理を行うことなく、公訴棄却の判決で裁判を打ち切ることになる（法338条4号）。

告訴がない段階で捜査を行うことができるか否かについて、最高裁第三小法廷決定昭和35年12月23日刑集14巻14号2213頁は、関税法違反等事件の収税官吏等の告発前にされた逮捕、勾留について、収税官吏等による告発は単に当該違反罪に対する訴訟条件に過ぎず、犯罪捜査は司法官憲が必要ありと思料するときにすることができ、しかも必要があるときは強制捜査もできるのであるから、告発前であっても強制捜査を含む捜査は許される（逮捕、勾留を含む捜査が告発前にされたことのみをもって違法とすべきではない）旨判示しており、親告罪における告訴についても同様に考えられる。そうすると、令状請求段階で告訴がない、ただそれのみを理由として請求を却下することは相当でないと考えられる。

そもそも逮捕は捜査の初期段階で行われることが多いため、その段階で被害者の告訴意思が明確になっていないことはままあり得るし、その段階で被害者に明確な告訴意思がなくても、その後の事情変更によっては告訴意思が生じるということも考えられる。

したがって、逮捕状請求時に被害者の告訴がなくても、逮捕状を発付することは可能であるといえる。

しかし、親告罪は被疑者に対する処罰の可否を被害者の意思にからしめているものであるから、逮捕状の請求に当たってはその意思を尊重する必要があろう（犯捜規121条）。例えば、被害者が告訴をしないことが明白であるのに、あえて被疑者を逮捕してその身柄を拘束することは、逮捕権の濫用として違法な捜査と評価される可能性もあり得る。

令状請求の審査においては、告訴前の令状発付を無条件に認めるのではなく、告訴がされる前に強制捜査を必要とする緊急性（犯捜規70条、72条）、告訴権者等の

意向（同121条）、将来的な告訴の可能性、捜査行為の内容等を考慮しながら、慎重に判断する必要がある。犯則事件についての収税官吏等の告発がない場合も同様であろう（犯搜規75条）。

なお、親告罪で告訴期間が定められているもの（法235条1項柱書。同項ただし書きの例外規定に注意）について令状請求時に同期間が既に経過していることが明白である場合や、いったん告訴されたものの、令状請求時までに当該告訴が取り消されている場合（法237条）など、今後有効な告訴がされる可能性が全くない場合には、訴訟条件を欠くため公訴提起が不可能となる。その場合は、強制捜査は許されず、令状も発付できないということになろう。

### （3）訴訟条件その2（公訴時効と令状請求）

#### 【公訴時効の完成に関する留意点】

令状請求時に公訴時効（法250条）が完成している事件については、当該令状を発付してはならない。

ただし、令状請求時に公訴時効が完成していなくとも、令状発付日の翌日から起算して7日より早く公訴時効が完成する場合には、令状の有効期間（規300条）を公訴時効完成の前日までに短縮して当該令状を発付することも許されるものと解されている（令状事務20頁参照）。

#### 【公訴時効についての点検例（公訴時効の点検のみに特化したもの）】

1 犯罪行為（結果発生）の日から令状請求時までの期間が1年未満であるか否かを確認する。

※1年未満であれば時効完成はない（時効の最短期間は1年）。

2 1の期間が1年以上である場合は、犯罪行為にかかる罪の法定刑を確認する。

※行為時と請求時における法改正の有無（改正がある場合は経過規定の有無）に注意する。

※確認した法定刑が罰金以上であり、かつ、期間が3年未満であれば時効完成はない。

3 2で確認した法定刑をもとに、公訴時効完成の有無を確認する。

※公訴時効期間（法250条）を確認する際は、平成16年の改正法、平成22年の改正法による時効期間の改正により時効が完成していないか注意する。

※必要に応じ、共犯の場合の起算点（法253条2項）、時効の停止（法254条以下）にも注意する。

### 【解説等】

公訴時効は、犯罪発生後、一定期間内に公訴提起（起訴）しなければ、刑を科せられないという制度であり（法250条以下）、公訴時効が完成しているのに公訴提起された場合には、裁判所は審理を行うことなく、免訴の判決で裁判を打ち切ることになる（法337条4号）。

公訴時効がいったん完成すれば、何らかの事情によって再び公訴時効期間が進行を始めることはないし、将来的に訴訟条件が備わることもあり得ず、訴訟条件を欠くため公訴提起は不可能となる。

したがって、強制捜査は許されず、令状も発付できないということになる。特に逮捕状請求の場合、公訴時効の完成によって訴訟条件を欠いた事件の被疑者を逮捕することは、刑事裁判で有罪にすることが不可能な人の身柄を拘束するということにほかならず、不当な身柄拘束になるから、逮捕状を発付することは重大な過誤に当たるといえる。

### 【公訴時効の確認方法等】

公訴時効が完成しているか否かを確認するには、

- ① 犯罪行為にかかる罪の法定刑を確認する

その法定刑のうちの重い刑に従って（法251条）、次の順序で行うのが一般である。

- ② 公訴時効期間（同法250条）を確認する

### 【参考】刑の種類ごとの軽重（刑法10条）



### 【参考】罰条等における「長期」、「以上」、「未満」等の表示について

「以上」「以下」はその数値を含み、「未満」「超」はその数値を含まない。

懲役刑及び禁錮刑には、無期と有期があり、有期は、短期1月以上、長期20年以下とされている（刑法12条1項、13条1項）。

公訴時効期間を考える際には、例えば、法定刑が

ア 「3年以上の有期懲役に処する」となっている場合は、「短期3年～長期20年」までの懲役となり、時効期間は「長期15年以上の懲役」の区分（法250条2項3号）に該当するから「10年」

イ 「10年以下の懲役に処する」となっている場合は、「短期1月～長期10年」までの懲役となり、時効期間は「長期15年未満の懲役」の区分（同項4号）に該当するから「7年」となる。

※ア、イの各例示は、いずれも人を死亡させた罪でなく、現行法が適用されることを想定したものである。

犯罪行為にかかる罪の法定刑を確認するには、

- ① 犯罪行為（結果発生<sup>(3)</sup>）の日を確認する
- ② 犯罪行為時におけるその罪の法定刑を確認する
- ③ 令状発付時までに当該罰条が改正されていないかを確認する

という順序で行うことになり、③で法改正がなければ、ここで「法定刑の確認」は終了する。

仮に③で法改正があれば、引き続き、

- ④ 経過規定の有無を確認する

という手順が追加される。

そして、経過規定がある場合は、その経過規定に従うことになり、経過規定がない場合は、刑法6条が適用されることになるので、法改正前後の法定刑を比較して、その軽い法定刑を適用することになる。

【参考】経過規定の有無について

経過規定は、「○○法の一部を改正する法律」という一部改正法の附則に規定されることが多いが、六法などの法令集では、編集の都合上、元の法律（先の「○○法」）の後に掲載されるのが例となっている。

例えば、経過規定の内容が「(経過規定) 附則第○条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」となっている場合は、改正前の旧法を適用することになる。

【参考】有期懲役刑及び有期禁錮刑の上限引き上げについて

例えば、強盗罪（刑236条1項）の法定刑は「5年以上の有期懲役刑」であるところ、これまで罰条の規程内容にかかる変更はない。しかし、平成16年の刑法改正により、同法12条が改正され（適用に関する経過規定なし）、懲役刑の上限が「15年」から「20年」に引き上げられたことから、平成17年1月1日を境にして、強盗罪における懲役刑の範囲が、

ア 旧法…「短期5年～長期15年の有期懲役刑」

イ 新法…「短期5年～長期20年の有期懲役刑」

と変更されたことになる。

そうすると、犯罪行為が平成16年中であり、令状請求が平成17年以降である場合には、犯罪後の法律によって刑の変更があったときに当たるから、同法6条、10条により、軽い旧法を適用することになり、法定刑はアの「短期5年～長期15

(3) 結果犯の場合は結果発生時点を犯罪行為時とするのが判例（最高裁決定昭和63年2月29日刑集第42巻2号314頁）である。

年の有期懲役刑」となる。前記有期懲役刑及び有期禁錮刑の上限の引き上げに合わせて、法250条の公訴時効期間も平成16年に法改正されていることから、同期間に当てはめる上での直接的な影響はないものの、法定刑を正しく確認するという意味においては理解しておきたい。

【参考】公訴時効期間延長について

刑訴法250条の改正は、法定刑の重い罪の公訴時効期間を延長するものであり、死刑に当たる罪については15年から25年に、無期懲役・禁錮に当たる罪については10年から15年に延長されたほか、長期10年以上の懲役・禁錮に当たる罪については一律に7年とされていたところ、新たに長期15年以上の懲役・禁錮に当たる罪という範疇が設けられ、その公訴時効期間が10年とされた（長期10年以上15年未満の懲役・禁錮に当たる罪については、従来どおり7年である。）。

上記改正は、平成17年1月1日から施行されているが、同法施行前に犯した罪の公訴時効期間は、改正後の本条の規程にかかわらず、なお従前の例による（平成16年法律第156号附則3条3号）とされているので、注意されたい。

「法定刑の確認」を終えると、その法定刑のうちの重い刑にしたがって「公訴時効期間の確認」をすることになるが、同期間を定めた法250条は、次表のとおり過去2回の重要な改正を経たことによって複雑化しているため、どの公訴時効期間を適用するのかについて留意する必要がある。

なお、公訴時効期間の初日は、時間を論じないで1日としてこれを計算する（法55条1項ただし書）、すなわち初日を算入することにも留意する。

回数	改正法（施行日）	改正の概要（上段）、経過規定の概要（下段）
1回目	平成16年法律156号（平成17年1月1日施行）	死刑、無期又は長期15年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪について、公訴時効期間の延長がされた。
		施行日（平成17年1月1日）より前の犯罪行為については、平成16年改正法による改正前の時効期間が適用される（同法附則3条2項）。
2回目	平成22年法律26号（平成22年4月27日施行）	「人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもの」について、公訴時効の廃止（死刑に当たる場合）、公訴時効期間の延長（死刑を除き禁錮以上の刑に当たる場合）がされた。それ以外の罪については、実質的な変更がない。

【参考】「人を死亡させた罪」について

対象事件

犯罪行為による死亡の結果が構成要件となっている罪（故意・過失を問わない）

※ 殺人罪（刑199条）はもとより、傷害致死罪（刑205条）、強盗致死罪（刑240条後段）、自動車運転過失致死罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条）のように、実行行為と因果関係のある死亡の結果が構成要件要素となっている犯罪は、故意・過失を問わず、すべて含まれる。

対象外事件

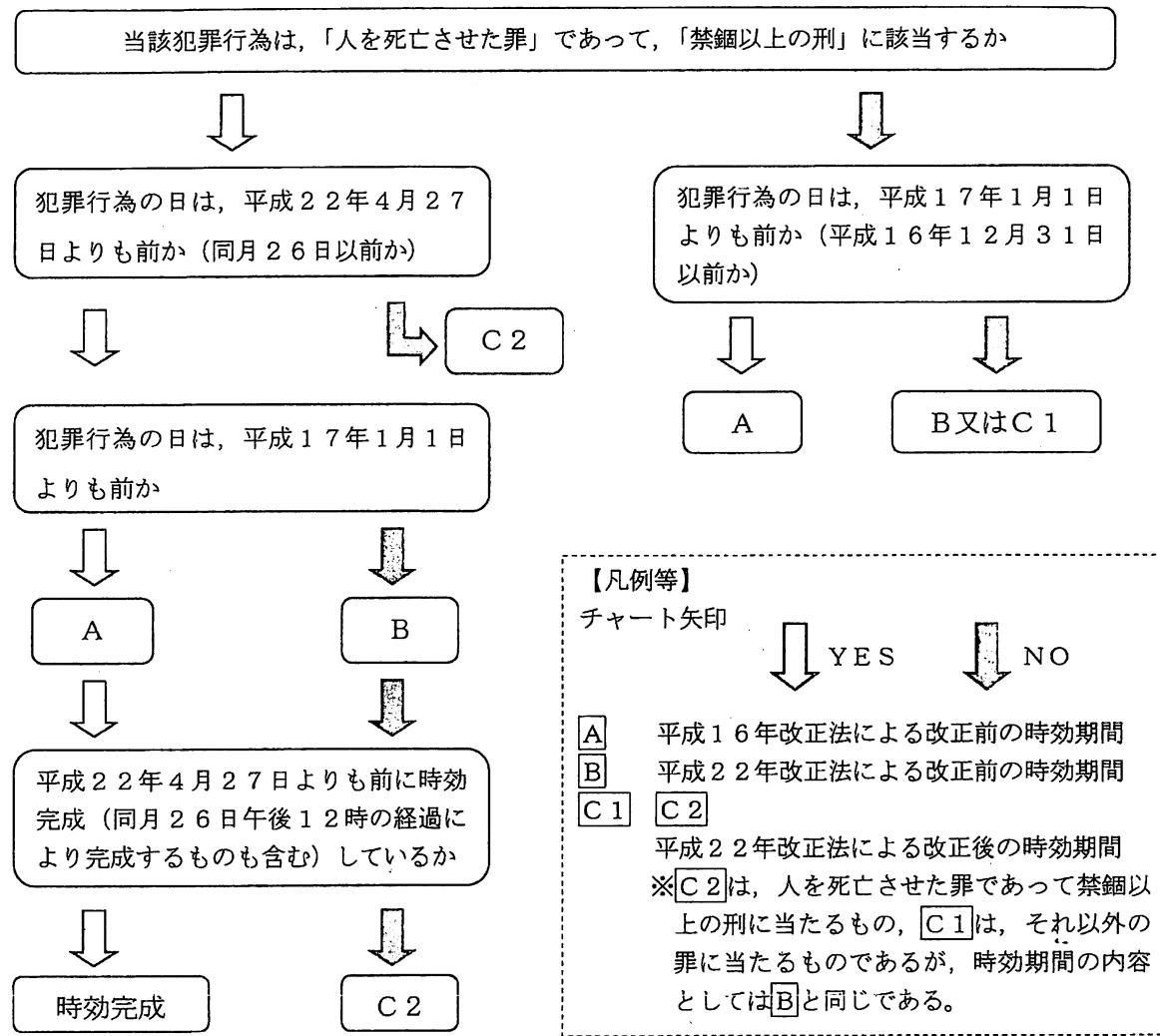
ア 殺人未遂罪のように、基本犯においては犯罪行為による死亡の結果が構成要件となっているものの、未遂にとどまったため死亡の結果に至らなかった犯罪

イ 現住建造物等放火罪（刑108条）のように構成要件上死亡の結果がその要素とされていない犯罪

ウ 道路交通法117条1項、2項の救護義務違反の罪のように、構成要件において人の死亡が要素とされているものの、実行行為と因果関係のある結果としてその要素とされているわけではない犯罪

《平成22年4月28日付け最高裁刑事局長・家庭局長通知「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行について」中の同月27日付け法務省刑事局長依命通達参照》

## 経過規定を踏まえた公訴時効期間の確認手順例（イメージ図）



## 【時効期間一覧表】

法定刑	A	B	C1 右記以外の罪	C2 人を死亡させた罪
死刑	15年	25年	25年	時効なし
無期懲役、無期禁錮	10年	15年	15年	30年
長期20年の懲役、禁錮				20年
長期15年以上の懲役、禁錮		10年	10年	
長期15年未満の懲役、禁錮	7年	7年	7年	
長期10年以上の懲役、禁錮				10年
長期10年未満の懲役、禁錮	5年	5年	5年	
長期5年未満の懲役、禁錮	3年	3年	3年	
罰金				
拘留又は科料	1年	1年	1年	

(4) 訴訟条件その3（被疑者の死亡＝死者を被疑者とする令状請求）

【死者を被疑者とする令状請求に関する留意点】

死者を被疑者とする令状発付の可否については、消極、積極、一定の場合に限って許容するなどと見解が分かれており、最終的には裁判官の判断に委ねられる（ただし、逮捕状を発付することはあり得ない。）。

また、令状を発付する場合は、令状における被疑者の表示として、死者をそのまま表示するのか、被疑者不詳とするのかについての問題がある。

【解説等】

死者を被疑者とする場合、その捜査を遂げたとしても公訴の提起、維持は不可能である（検察官が不起訴裁定を行って事件を終結させることになる）から、令状発付を含む強制捜査が許されないようにも思われる。

しかし、実務上、無理心中と思われる変死体が発見された事案、死者が違法物ようものを所持していた事案、運転者が死亡していたことがうかがわれる交通事故の事案などで、現実に捜査の必要があるとして死体や違法物の鑑定処分、死者の自宅の捜索差押許可状等の令状請求が見受けられる。

死者を被疑者とする場合の令状発付の可否については、捜査の目的及び必要性（実際には、公訴提起のためではなく、事案の真相解明のため、捜査の終局処分を決するためなどとして請求される例が多いと思われる。）をどのように捉えるのか、客観的な嫌疑の程度や範囲からしてその嫌疑が当該被疑者（死者）から別の被疑者へ変化する可能性等があるのかなどを踏まえながら、慎重に対応する必要がある。

令状における被疑者の表示については、死者を被疑者とする令状発付を積極に解する場合には、当該死者とすることになろうが、嫌疑が別の被疑者へ変化する可能性等を前提として令状を発付する場合には、令状請求の時点では被疑者が確定していないなどの理由から、被疑者不詳（規155条3項、159条2項等）として表示することが考えられる。いずれによるかについては、裁判官の判断に従うことになろう。

《参考文献：令状理論と実務I（第2問…10頁以下）》

5 令状の有効期間

【令状の有効期間に関する留意点】

令状の有効期間は、原則7日であり、裁判官が相当と認めるときは、7日を超える期間を定めることができる。他方、7日より短い有効期間を定めることは許されない。

ただし、令状発付日の翌日から起算して7日より早く公訴時効が完成する場合には、例外的に7日よりも短い有効期間を定めることが許されるし、むしろ

短縮するのが相当である。

なお、有効期間の計算においては、初日は算入しないで令状発付日の翌日から起算するが（初日不算入）、末日については一般の休日（祝祭日等）であってもこれを算入することに留意する。

### 【解説等】

令状の有効期間は、原則として令状発付の日から7日である（規300条）。この期間は、令状によって許可された強制処分に着手するまでの期間であり、身柄の拘束期間等ではないから、期間計算の一般原則により、初日は算入しない（法55条1項）。他方、末日については、一般の休日に指定された日であっても令状の執行は可能であるから、これを算入すべきと解されている。

この7日という有効期間は、令状執行に無理のない時間的余裕を取りつつ、かつ、その間に犯罪の嫌疑や強制捜査の必要性が消滅するようなことがない合理的な期間として定められたものであるから、原則として7日より短い有効期間を定めることは許されない。

ただし、令状発付日の翌日から起算して7日より早く公訴時効が完成する場合など、当該令状を必要とする根本的な理由（捜査の必要性）が消滅することが明白であるときは、例外的に7日よりも短い有効期間を定めることが許されるものと解されている。この場合、公訴時効完成後に被疑者を逮捕してしまうなどといった不当な強制捜査を防止するという意味においては、むしろ公訴時効完成日の前日までに短縮して発付するのが相当であろう。

《参考文献：令状理論と実務Ⅰ（第44問…100頁以下）》

### 【参考】逮捕状における7日を超える有効期間について

被疑者が所在不明であるなど、7日以内に逮捕状執行が困難な事情があることなどを考慮し、捜査機関の便宜のために裁判官が相当と認める場合に限って、例外的に7日を超える有効期間を定めることになろう。

実務上は、まずは原則どおり7日の有効期間の逮捕状を発付し、期間内に被疑者を逮捕できなかったときに、再度の請求に基づいて2週間から1か月（2回目の請求）、3か月（3回目以降の請求）の有効期間を定めた逮捕状を再発付する運用もあれば、海外逃亡中の被疑者に対する逮捕状については有効期限を始めから6か月とする例もある。

## 6 令状請求の却下、撤回

### 【令状請求の却下、撤回に関する留意点】

令状請求の取下げを事実上認める「撤回」は、法令上の規定によるものではなく、あくまで運用に基づくものであるから、最終的には裁判官の判断に委ねられる。

ただし、緊急逮捕状の請求については、その性質上、「撤回」を認めることは許されない（緊急逮捕状が発付できない場合は、撤回させることなく、正式に却下する。）。

なお、緊急逮捕状の請求を「却下」する場合には、その他の令状を却下する場合と異なり、却下の理由をも明記する必要があると考えられている。

### 【却下、撤回の処理】

#### 却下する場合

- 1 請求書原本の余白に却下文言等を付記し、裁判官の押印を受ける。
- 2 事件簿の結果欄の「発付」の文字を二重線で抹消し、「却下」と記載する（訂正印を押捺する。）。
- 3 事件簿に受領印を受けたうえ、令状請求書原本及び疎明資料を請求者に返還する。
- 4 逮捕状請求の場合は、請求書謄本の余白に却下の旨を記載し、請求書謄本つづりにつづり込む。

#### 撤回された場合

却下の場合に準じた処理をする（請求書原本に撤回した旨の付記をし、上記却下の2ないし4の処理を行う。なお、却下の場合と異なり、裁判官の押印は受けない。）。

### 【解説等】

令状請求について裁判官が要件審査をした結果、例えば、請求が著しく方式に違反している場合や、必要性を欠いていると認められる場合には、その請求を却下しなければならない（規143条の3等）。ところが、実務においては、令状請求に何らかの不備があったとしても当該請求を却下することなく、請求の取下げを事実上認める「撤回」という取り扱いをすることが多い。

いかなる場合に撤回が許され、いかなる場合に撤回が許されないのかについては、法令上の規定が存在しないこともある、却下すべき場合は撤回を認めることなく正式に却下すべきであるとか、特定の資料等が補正・追完されれば発付できるが、短時間にはその準備ができない場合に限って撤回を認めるべきであるなどと見

解が分かれるところであり、最終的には裁判官の判断に委ねられることになる。

ただし、緊急逮捕状の請求については、令状発付時における要件審査のみならず、令状なくして行われた緊急逮捕の適法性を審査するものもあるから、その審査を結果的に放棄することとなる「撤回」を認めることはあり得ないし、許されないと考えられる。

令状請求を却下する場合は、請求書の余白に、却下する旨の文言、年月日、裁判所及び裁判官名を記名し、裁判官の押印を受け（規140条）、請求書及び資料等とともに請求者に交付することで足りる。なお、請求書謄本について、①単に「却下」とのゴム印を押すだけの処理、②原本と同様の却下した旨を記載し、（却下決定部分について）書記官の謄本認証をする処理などが考えられるので、各庁の事務処理要領に沿った処理をする。

【却下の記載例】

本件請求を却下する。

令和〇年〇月〇日

〇〇裁判所

裁判官 ○ ○ ○ ○ 印

緊急逮捕状の請求を却下する場合には、その他の令状請求を却下する場合と異なり、その理由をも明記する必要があると考えられている。なぜなら緊急逮捕状の請求に対しては、前述のとおり緊急逮捕行為自体についての適法性の審査も含まれているからである。却下するにしても、その適法性についての判断結果を理由中で明らかにするのが相当であり、例えば、「緊急逮捕行為は不適法であるから、本件請求を却下する。」、「緊急逮捕行為そのものは適法であったと認められるが、逮捕後に逮捕の必要性が消滅しているため、本件請求を却下する。」などが考えられる。

《参考文献：令状理論と実務 I（第35、36問…82頁以下）》

【参考】撤回された場合の請求書原本への付記等（長崎における運用）

撤回はあくまで実務上の運用であり、撤回された場合における請求書原本への付記等に関する特段の定めは見当たらない。長崎では、撤回されたことを請求書上明らかにしておく趣旨で、次のとおり請求書原本の余白に請求者と書記官とで記名押印等したうえ、請求書及び資料を返還する取扱いをしている。

撤回

令和〇年〇月〇日

〇〇警察署 司法警察員 〇〇〇〇 印

〇〇裁判所 裁判所書記官 〇〇〇〇 印

## 7 令状発付後の記載事項の変更、追加

### 【記載事項の変更、追加に関する留意点】

令状発付（強制処分の権限を付与する裁判）後の記載事項の変更追加は、原則として許されない。

ただし、「逮捕前における引致場所の変更」、「捜索差押前における夜間執行の追加的許可」については、捜査機関の請求に基づいてその必要性が認められれば、例外的に許されるものとされている（令状事務18頁、241頁）。

なお、変更追加の箇所が裁判の本質的な内容をなさない事項である場合は、許される余地が全くないわけではないものの（その場合でも抹消挿入等による変更追加の方法は許されない。）、捜査の緊急性を害するなどの事情がない限り、令状返還及び再度の令状請求を受けて、新たな令状を発付するのが相当である。

### 【変更・追加の処理】

1 令状請求に準じて、変更追加の請求書面（謄本1通添付）、元の令状及び疎明資料の提出を受ける。

※元の令状を発付した裁判官又はその裁判官の所属する裁判所に限られない。

2 変更追加を認める場合には、元の令状の余白にその旨を記載し、年月日、裁判所及び裁判官名を付記して、裁判官の押印を受ける。

※別紙を作成して契印する方法も可能である。

3 変更追加をした令状及び変更追加請求書等は、事件関係送付簿を用いて請求者に交付する。

※令状請求に準ずるもの、元の令状と別個独立した令状請求ではないから事件簿には登載しない。

4 元の令状請求を登載した事件簿の備考欄に変更追加した旨（「H25.12.1引致場所変更」「H25.12.1夜間執行追加許可」など）を記載する。

※変更追加を認めない場合は、令状請求却下の処理に準ずる（請求書への却下文言等付記、事件簿備考欄に変更追加を却下した旨の記載をすることになる。）。

### 【解説等】

令状は、捜査機関に強制処分の権限を付与する一種の裁判書である。裁判官の押印のある令状が作成され、請求者に交付することによって外部的にその効力が生じた後は、裁判の拘束力、刑事手続の法的安定性の見地からして、記載事項の変更追加は原則として許されない。

変更追加が例外的に許される余地があるとすれば、裁判の本質的な内容をなさない事項である。そのような事項であれば、変更追加を認めるのが簡便であり、捜査の迅速性の要請にかない、刑事手続の安定を害することもないからである。

裁判の本質的な内容をなすか否かは、その令状種別、法定記載事項とされる趣旨、変更追加する必要性等を総合して判断することになり、最終的には裁判官の判断に委ねられる。少なくとも、被疑者の氏名、罪名、被疑事実の要旨、令状の有効期間、捜索差押許可状における捜索すべき場所、身体又は物、差し押さるべき物、鑑定処分許可状における鑑定受託者、同処分対象及び条件等については、裁判の本質をなす基本的な事項に当たるといえるから、変更追加は許されないであろう。

許される例としては、①逮捕前における引致場所の変更、②捜索差押前における夜間執行の追加的許可である。①については、あらかじめ引致場所を択一的に「○○警察署及び逮捕地を管轄する警察署」と定めた逮捕状を請求されるのが通例であり、それを認めることが多いから、後日変更を必要とするような事例はほとんどないと思われる。

なお、変更追加を許す場合であっても、それは変更追加をする旨の新たな裁判であり、その旨の記載、年月日、裁判所名及び裁判官名を記名押印する方法によるべきであるから、安易に変更追加箇所への抹消挿入及び押印等による訂正の方法を用いないよう留意する。

《参考文献：令状理論と実務Ⅰ（第6問…18頁以下）》

## 8 令状の返還

### 【令状返還に関する留意点】

有効期間経過間近の令状を前提とする再度の令状請求（いわゆる更新請求）が、旧令状を発付した裁判官の所属する裁判所以外の裁判所の裁判官にされた場合には、どちらの裁判所に旧令状を返還するのかという問題がある。

この点、実務の取扱いをみても、再度の令状請求を受けた裁判官の所属する裁判所に旧令状を返還することは可能であると考えて再度の令状請求をした裁判所に返還する取扱いとしている府、再度の令状請求の場合でも旧令状は旧令状発布裁判所に返還させる取扱いとしている府とがあるので、各自の所属する府の取扱いを確認してほしい。

### 【令状の返還を受けた場合の処理】

- 1 返還された令状（旧令状）に受付日付印を押捺する。

※令状の返還は、有効期間内に執行できないとき、又は必要がなくなったときにされるものであるから、返還の理由等を記載した書面までは要しないと考えられる。ただし、同書面があわせて提出されたときは、これを不要とするまでのことはない。

- 2 受付分配通達に基づき、旧令状請求を登載した事件簿の備考欄に「H25.12.1 返還」と、返還された旨及びその年月日を記載する。

※返還を受けた裁判所が旧令状を発付した裁判官の所属する裁判所以外の裁判所である場合には、旧令状を発付した裁判所に電話等適宜の方法で連絡し、当該令状請求を登載した事件簿の備考欄に「H25.12.1 ○○裁判所にて返還」と記載してもらう（長崎の運用）。

- 3 旧令状を返還令状つづりにつづり込む。

※旧令状を発付した裁判官の所属する裁判所以外の裁判所であっても、そのまま同裁判所にて保管及び保存することで足りる（長崎の運用）。

### 【解説等】

令状の返還は、有効期間内に執行できないとき、又は必要がなくなったときにされるものであり（規157条の2）、その趣旨は、捜査機関による有効期間を経過後の違法な令状執行、濫用的な令状執行を防止することにあると考えられる。そうすると、有効期間経過間近の令状を前提とする再度の令状請求（いわゆる更新請求）が、旧令状を発付した裁判官の所属する裁判所以外の裁判所の裁判官にされた場合には、たとえ所属する裁判所が異なったとしても、令状返還の趣旨からして、何ら問題はないし、むしろ返還させるのが相当であると考えられる（この場合に返還でき

ないとすると、発付した裁判所に返還されるまでの一時的なものとはいえ、捜査機関が新旧2つの令状を所持することになってしまう。)。

## 第2 通常逮捕状

### 1 請求権者

通常逮捕状の請求権者（法199条2項）及び留意点等は次表のとおりである。

請求権者の分類	具体的な請求者及び留意点等
検察官	検察官には、いわゆる正検事、副検事のほか、区検察庁の検察官事務取扱検察事務官も含まれる（検察庁法3条、36条）。
警察官たる司法警察員 (請求者に制限あり)	請求権を有するのは、司法警察員のうち、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限られる。 警部以上の者であっても指定がない者は請求権を有しない。 指定された者であるかは、公安委員会から定期的に通知される指定司法警察員名簿によって確認できる（規141条の2）。 なお、異動によって同指定が解除されることがあるので、異動期前後は特に注意する。
特別司法警察職員たる司法警察員 (請求者に制限なし)	特別司法警察職員（法190条）のうち、司法警察員としての職務権限を付与された者が請求権を有する。同職務権限を有する限り、警察官のような指定及び階級による制限はない。 また、特別司法警察職員のうち、いずれを司法警察員又は司法巡査とするかは、司法警察職員等指定応急措置法その他の法令によって定められる。※1 司法警察員として職務権限を付与されている者としては、麻薬取締官・麻薬取締員（麻薬及び向精神薬取締法53条5項）、海上保安官（海上保安庁法31条、昭和24年海上保安庁告示33号）、労働基準監督官（労働基準法102条等）などがある。 もっとも、職務権限の付与された（捜査権が認められる）範囲は特別の事項についての犯罪に限られるので、必然的に逮捕状請求もその範囲内の事件に限られることに留意する。※2

※1 例えば、海上保安官及び海上保安官補は海上における犯罪について司法警察職員として職務を行う（海上保安庁法31条）。そのうち司法警察員としての職務を行うのは、原則として一等海上保安士以上の海上保安官であり、司法巡査としての職務を行うのは、二等海上保安士以下の海上保安官及び海上保安官補とされている（昭和24年海上保安庁告示33号）。

※2 例えば、譲受人が海上で所持していた覚せい剤が陸上で譲渡されたものである場合、海上保安官にはその譲渡（陸上における犯罪）を直接の被疑事実として捜査する権限はない（大阪高裁判決昭和60年7月18日）。捜査権が認められない被疑事実についての逮捕状は発付することができないことに注意する。

## 2 管轄（請求先）裁判所

本書第1の3(3)記載のとおり（規299条）

○ 原則…請求者の所属官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官

例外…請求者の所属官公署の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官（少年事件の場合）

最寄りの下級裁判所の裁判官（やむを得ない場合）

## 3 発付の実体的要件及び制限

実体的要件及び制限		解説及び留意点
逮捕状発付の実体的要件	【逮捕の理由】 罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があること（法199条1項、2項）	<p>「罪」とは、特定の罪でなければならない。      「相当な理由」とは、嫌疑を肯定する（罪を犯したことを疑うに足りる）合理的な根拠があることをいい、「嫌疑」は、捜査機関の単なる主観的嫌疑のみでは足りず、客観的合理的な根拠に基づく嫌疑であることが必要である。ただし、その嫌疑の程度は、勾留の要件としての「相当な理由」、緊急逮捕の要件としての「充分な理由」よりも弱いものでよいとされる。</p> <p>要するに、逮捕の理由があるというためには、被疑者がある行為をしたことについての客観的・合理的な根拠に基づく嫌疑と、その行為が特定の犯罪であるということが必要となる。</p>
	【逮捕の必要】 逮捕の必要を推認できること（明らかに逮捕の必要がないと認められないこと）（法199条2項ただし書、規143条の3）	<p>「逮捕の必要」とは、被疑者が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれがある場合等をいう。要するに、犯罪（被疑事実）の捜査をするためには被疑者の身柄を拘束する必要があるということである。</p> <p>判断基準を示した刑訴規143条の3は、「被疑者の年齢及び境遇並びに犯罪の輕重及び態様その他諸般の事情に照らし、被疑者が逃亡する虞がなく、かつ罪証を隠滅する虞がない等明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、逮捕状の請求を却下しなければならない。」と規定している。</p> <p>この点、「逃亡又は罪証隠滅のおそれ」は典型的な判断材料ではあるものの、必ずしもそれのみで判断されるものではなく、おそれがあってもその程度や逮捕の目的（別件捜査目的の逮捕である可能性等）その他一切の事情を総合的に考慮して、逮捕の必要性が判断されることになる。</p>

逮捕状発付に制限があるもの	【軽微事件】 30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる事件（法199条1項ただし書）	軽微事件に該当する場合は、被疑者が定まった住居を有しない場合や正当な理由なく取り調べのための出頭の求め（法198条）に応じない場合を除き、原則として逮捕状を発付できない。
	【国会議員の不逮捕特権】 被疑者が国会議員である場合（憲法50条、国会法33条）	衆議院及び参議院の各議員は、院外における現行犯逮捕の場合を除き、会期中その院の許諾がなければ逮捕されないから（国会法33条）、逮捕状を発付するには、その許諾が必要となる。その院への許諾の請求は、裁判官の要求書に基づいて内閣が行うから（同法34条）、裁判官は逮捕状を発する前に許諾の要求書を内閣に提出することになる。

#### 4 請求書の記載事項等

通常逮捕状請求書の記載事項及び留意点等は次表のとおりである。

なお、通常逮捕状の請求に際しては、逮捕の理由及び逮捕の必要を疎明する資料（規143条）が提供されるほか、請求書謄本1通（規139条2項）も添付される。

※次表の最左列は、逮捕状請求書における記載箇所及び項番号を指す。

	記載事項	留意点等
冒頭	請求者の官公職氏名（規142条1項4号）	署名押印又は記名押印のほか、請求年月日、所属官公署名の記載も要する（規58条1項、60条の2第2項1号）。 請求者が警察官である場合は、法199条2項による指定を受けた司法警察員である旨の記載も要する（規142条1項5号）。
請求文言	罪名（規142条1項2号）	罪名は、被疑事実の要旨と相まって事件を特定するものであるから、被疑事実の内容と合致した罪名になっている必要がある。

1	被疑者の氏名、年齢、職業及び住居（規142条1項1号）	<p>被疑者の氏名が明らかでないときは、被疑者の逮捕に当たる者が多人数の中から被疑者を常識的に見て特定できる事項、つまり、人相、体格その他被疑者を特定するに足りる事項で指定する（規142条2項）。</p> <p>年齢、職業又は住居が明らかでないときは、その旨（年齢不詳、住居不詳など）を記載すれば足りる（同条3項）。</p> <p>氏名不詳の場合の特定方法としては、被疑者の写真を添付して「氏名不詳の別添写真の男性」などとすることが考えられるほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基本的特定事項 通称名（一定地域で一般的に用いられている氏名）、 自称名</li> <li>② 補充的特定事項 年齢、本籍、職業（元職業）、住居（旧住居）など</li> <li>③ 身体的特徴 身長、体重、片手、片足、ほくろ、あざ、入れ墨、火傷跡、髪の生え具合など</li> </ul> <p>を組み合わせて特定することも考えられる。</p> <p>外国人被疑者の氏名は、カタカナで記載し（ただし、中国や韓国等の漢字使用国籍者で漢字名がある場合は、その漢字名が記載されることがある。）、補充的に英記名等が連記・かっこ書きされる例が多いと思われる。なお、参考までに、裁判所法74条の趣旨に鑑み、被疑者の英記名等のみによる氏名の記載は避けるべきとする考え方もある。</p>
2	7日を超える有効期間を必要とするときはその期間及び事由（規142条1項6号）	<p>逮捕状の再請求（いわゆる更新請求）の場合など、7日を超える有効期間を必要とするときにその期間及び事由が記載される。</p> <p>なお、7日を超える有効期間を認めない場合は、逮捕状請求を却下するのではなく、有効期間を7日とする逮捕状を発付すればよい（令状理論と実務I 54頁参照）。</p>
3	引致すべき官公署又はその他の場所（規142条1項柱書、法200条1項）	<p>実務上、「○○警察署又は逮捕地を管轄する警察署」とされる例が多い。むしろ「○○警察署」と1か所のみになっているときは、既に別件で逮捕又は勾留されている場合が多いから、請求書記載番号7の記載の要否にも留意する。</p>

4	逮捕状を数通必要とするときはその数及び事由（規142条1項7号）	<p>逮捕状は、請求により、数通を発付することができる（規146条）。指名手配をした場合や被疑者の立ち回り先など数か所にそれぞれ逮捕状を用意しておく必要がある場合などに数通発付を請求されることが考えられるが、緊急執行（法201条2項、73条3項）の方法もあるので、実際に請求される例はほとんどないと思われる。</p> <p>数通発付を認める場合の各逮捕状は、すべて同じ記載事項となることに留意する（逮捕状ごとに引致場所等を変えることはできない）。</p> <p>なお、数通発付を認めない場合は、逮捕状請求そのものを却下するのではなく、1通の逮捕状を発付すればよい（令状理論と実務I 54頁参照）。</p>
5	被疑者が罪を犯したことなどを疑うに足りる相当な理由（規142条1項柱書、法199条2項）	<p>実体的要件の一つである逮捕の理由が記載されるが、実務上は、犯罪の嫌疑の存在を客観的に疎明する資料（被害届、診断書、被害者供述調書等）の表題を列記していることが多い。</p>
6	被疑者の逮捕を必要とする事由（規142条1項3号）	<p>逮捕の必要性（一般的には、逃亡又は罪証隠滅のおそれがあること）を推認させる事情（被疑者の経歴、家庭環境、交友関係、犯罪の軽重及び態様など）がある程度具体的に記載される。</p> <p>ただし、殺人等のような重大な犯罪については「事件の重大性にかんがみ逮捕の必要がある」など、現に被疑者が逃走中である場合には「逃走につき逮捕の必要がある」などと記載するだけで足りる場合もある。</p>

7	<p>被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する事由（法199条3項、規142条1項8号）</p>	<p>同一の犯罪事実による逮捕の蒸し返しや、同時捜査が可能な犯罪事実を形式的に分けて順次逮捕を繰り返すなどの逮捕権の濫用を防止するための重要な記載事項である。</p> <p>本欄の記載事項に該当するのにその記載を脱漏していた場合は、裁判官の判断を誤らせるおそれのある重大な方式違反にあたるといえ、逮捕状請求を却下すべきとの考え方もあるが、請求者の故意によるものでない限りは、補正させたうえで請求を維持する取り扱いが一般的と思われる（たとえ請求書以外の疎明資料等からその記載事実が判明するとしても、請求書の脱漏を補正させないまま逮捕状を発付することは相当でない。）。</p> <p>「現に捜査中である他の犯罪事実」とは、公訴提起前の犯罪を指し、既に公訴提起された犯罪は含まない。ただし、公訴提起された犯罪が記載されていたとしても、あえて補正（削除）させるまでの必要はない。</p> <p>現行犯逮捕された事実については、法文上明らかに規142条1項8号の要件に該当しないものの、当該逮捕状請求に当たって、裁判官が逮捕の蒸し返しに当たるか否かを判断するのに考慮すべき事項になるため、運用上は請求書自体（あるいは捜査報告書や犯罪照会結果報告書など）においてそのことを明らかにしておくことが望ましい（令状基本上・下問題14（97頁））。</p>
8	<p>軽微事件については、法199条1項ただし書に定める事由（規142条1項柱書、法199条1項ただし書）</p>	<p>軽微事件に該当する場合は、被疑者が定まった住居を有しないこと、正当な理由なく取り調べのための出頭の求めに応じないこと（出頭を求めた回数等の具体的な経過）が記載される。</p>

9	被疑事実の要旨（規142条1項2号）	<p>被疑事実の要旨は、罪名と相まって事件を特定するものである。ただし、逮捕状の請求が捜査の初期段階であることから公訴事実や罪となるべき事実と同様の厳格さまでは求められないものの、少なくとも他の犯罪事実と区別が可能な程度に記載されている必要がある。</p> <p>基本的には、刑罰法令の構成要件に該当する事実とこれを特定するに足りる事実であることを要し、一般的な内容及び順序は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① だれが・・・犯罪主体（被疑者）</li> <li>② だれと・・・共犯関係（事案に応じて）</li> <li>③ いつ・・・年月日時</li> <li>④ なぜ・・・原因、動機（必要に応じて）</li> <li>⑤ どこで・・・場所</li> <li>⑥ 何に、何を、だれに対し・・・客体 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 被害者の年齢を記載する場合、「当〇歳」（当〇年）とされる例も見受けられるが、より明確にする意味では「当時〇歳」とする実務例もある。</li> </ul> </li> <li>⑦ どのような方法で・・・手段方法</li> <li>⑧ どうしたか・・・行為と結果</li> </ol> <p>となる。そのほか、罪名によっては必要とされる構成要件事実等があり、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住居侵入罪（刑130条） <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 正当な理由がないこと（「金品窃取の目的で」など）</li> </ul> </li> <li>○ 13歳未満の者に対する強制わいせつ罪（刑176条後段） <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 被害者が13歳未満であること、それを被疑者が認識していたこと</li> </ul> </li> <li>○ 未遂犯 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 未遂に至るまでの行為の内容（実行の着手があつたことを示す具体的な事実）</li> </ul> </li> </ul> <p>などにも注意を要する。</p> <p>被疑事実の要旨を点検する際は、被害届、診断書、被害者等の供述調書、実況見分調書等の疎明資料と符合しない事実記載（人名、日時、場所、被害内容等）、構成要件的事実の脱落、罪名との不一致、誤字脱字（「同」の使い方の誤りを含む）等がないかを確認する。</p> <p>なお、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、性犯罪、組織犯罪その他の再被害防止への配慮が必要とされる事案においては、請求者から被疑事実の記載方法について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被疑者に知られていない被害者氏名ではなく、被疑者が了知している旧姓、著名な芸能人や作家等の通称名等を用いること（被害者を「旧姓〇〇」、「源氏名〇〇」、「氏名秘匿（別添写真の女性）」など）</li> </ul>
---	--------------------	--

	<p>○ 被疑者に知られていない被害者等の住所、居所を記載しない、又は、「○○省内において」等の概括的な表記にとどめることなどの配慮を求められることがある。このような事案については、被害者の意向を示した上申書、同意意向を記録化した供述調書、捜査報告書等を踏まえながら、どのような通称名等であれば被疑事実の特定として足りるのかなど、裁判官の指示を受けて適切に対応する必要がある。</p>
--	--

## 5 その他の留意点

### (1) 逮捕状の再請求

- 逮捕状の再請求とは、被疑者の逃走等によって有効期間内に逮捕状を執行できる見込みがない場合、又は執行できなかった場合に旧逮捕状を返還したうえで再度同一事件について逮捕状を請求することである。実務上、「逮捕状の更新請求」といわれることがある。
- 同一事件についての逮捕状の再請求は、有効期間の変更ではなく、あくまで新たな逮捕状の請求であることに留意する。
  - ▶ 再請求に際しては、事前又は同時に旧逮捕状の返還を受けることが前提となる（本書第1の8を参照されたい。）。
  - ▶ 同一事件についての再請求であるから、通常逮捕状請求書の項番号7（規142条1項8号の記載事項欄）にその旨が記載されることになる。
- 逮捕の理由、逮捕の必要性等の逮捕状発付の要件は、再請求を受けた時点においても満たしていかなければならない（当然ながら新たに逮捕状を発付できるだけの疎明資料の提供を受けることになる。）。
  - ▶ 被疑者が逃亡中の場合、一般に、所在捜査に関する報告書及び資料（被疑者の親族等に対する照会回答、住所変更、出入国・旅券発行の有無等に関する照会回答など）が追加されていることが多い。
- 逮捕状の再発付に当たっては、親告罪における告訴の有無（前回発付時に告訴がない場合）、公訴時効期間の成立に留意するほか、被害の一部取下げ又は追加等による被疑事実の変更にも留意する。
  - ▶ 追加被害届等により被害点数、被害額などが変更されている場合がある。

### (2) 令状の作成

- 記載事項…法200条、規144条等  
令状様式…平成18年5月22日付け最高裁判二第244号刑事局長・総務局長・家庭局長送付（最終改正平成28年10月19日刑二第429号）「刑事事件に関する書類の参考書式について」別紙番号1-1, 1-2（請

## 求書原本を引用する場合)

- 逮捕状請求書を引用して逮捕状を作成する場合（規145条）は、逮捕状に請求書原本を添付して裁判官が契印する。この場合、請求書の記載事項がそのまま逮捕状の記載事項となるものの、あくまで請求書を引用しているにすぎないから、請求書における誤字脱字等の訂正は、請求者においてされる必要があり、裁判官ではできないことに留意する（例えば、引用した逮捕状請求書の被疑事実の要旨中に誤字脱字等があっても、裁判官印で直接訂正することはできない。）。

## 第3 緊急逮捕状

## 1 請求権者

緊急逮捕状の請求権者は、検察官、検察事務官、司法警察職員（含む特別司法警察職員）である（法210条1項）。

なお、司法警察職員については、通常逮捕状のような制限はないので、司法警察員、司法巡查のいずれであっても緊急逮捕状を請求することができる。

## 2 管轄（請求先）裁判所

本書第1の3(3)記載のとおり（規299条）

- 原則…請求者の所属官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官

例外…請求者の所属官公署の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官（少年事件の場合）

最寄りの下級裁判所の裁判官（やむを得ない場合）

## 3 緊急逮捕及び緊急逮捕状発付の実体的要件等

実体的要件等	解説及び留意点
【重大性】 犯罪が死刑、無期、長期3年以上の懲役、禁錮にあたる特定の罪であること（法210条1項）	法定刑のうち重い刑が基準となる。 長期3年以上であるから、当然に3年を含む。 例えば、器物損壊罪（刑261条）は法定刑が3年以下の懲役なので緊急逮捕の対象事件となるが、暴行罪（刑208条）は法定刑が2年以下の懲役なので緊急逮捕の対象外事件となる。 正犯の刑を減輕する帮助犯（刑62条、63条）であっても、正犯の法定刑を基準とする（処断刑ではない）ことに留意する。

<p><b>【嫌疑の充分性】</b> 罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由があること（法210条1項）</p>	<p>「充分な理由」とは、通常逮捕時における「相当な理由」より一層嫌疑の程度が高い場合をいう。つまり、緊急逮捕時までに収集した証拠によって、捜査機関としては、被疑者が犯人であるという確信をもつことができる場合である。</p> <p>ただし、捜査の初期段階であるから、有罪判決できる程度あるいは公訴提起し得る程度の確実性までは必要とされない。</p>
<p><b>【逮捕の必要】</b> 逮捕の必要を推認できること（明らかに逮捕の必要がないと認められないこと）</p>	<p>明文の規定はないが、急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができないとする規定の趣旨から、緊急逮捕時及び緊急逮捕状発付時においても、通常逮捕状発付における場合と同様に逮捕の必要を推認することが必要となる。</p>
<p><b>【緊急性】</b> 急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかったこと（法210条1項）</p>	<p>逮捕状なくして逮捕し得るための要件ともいべきものであり、逮捕時において、裁判官に逮捕状を請求し、その発付を受ける方法的、時間的な余裕がなく、直ちに逮捕しなければ、被疑者が逃亡又は罪証を隠滅するおそれがある場合をいう。要するに、通常逮捕時における逮捕の必要性が備わっていることを前提として、その必要性がより高度な場合をいう。</p>
<p><b>【直ちに請求を行ったこと】</b> 緊急逮捕後直ちに逮捕状を求める手続を行ったこと（法210条1項）</p>	<p>被疑者を緊急逮捕した場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。</p> <p>実務上は、逮捕の時間帯、事案の複雑性、被疑者の数、警察署から裁判所までの距離、交通機関の事情等を考慮して、「できる限り速やか」に請求を行ったと合理的に認められる限り、「直ちに」になされたものとして処理されている。</p> <p>請求が速やかに行われたかを請求書上明らかにするため、緊急逮捕状の請求書には、受付日付印の押捺のみならず、受付時刻をも記載しなければならない。</p> <p>緊急逮捕状の請求に対しても、その性質上、事務処理上可能な限り速やかに発付又は却下の判断をすべきである。実務的には、深夜に請求があった場合を除き、処理に時間を要して判断が翌日に至ることはあり得ないし、許されないと考えられる。</p>

※国會議員について不逮捕特権による一定の制限があることは、通常逮捕の場合と同じである。

#### 4 請求書の記載事項等

緊急逮捕状請求書の記載事項及び留意点等は次表のとおりである（通常逮捕状請求の場合と同様の事項もあるが、緊急逮捕の性質上必要となる事項もあるので留意する。）。

なお、緊急逮捕状の請求に際しては、通常逮捕状の請求の場合と同様、逮捕の理由及び逮捕の必要を疎明する資料（規143条）が提供されるほか、請求書謄本1通（規139条2項）も添付される。

※次表の最左列は、緊急逮捕状請求書における記載箇所及び項番号を指す。

	記載事項	留意点等
冒頭	請求者の官公職氏名（規142条1項4号）	通常逮捕状請求の場合と同様、署名押印又は記名押印のほか、請求年月日、所属官公署名の記載も要する（規58条1項、60条の2第2項1号）。 ただし、請求者が警察官であっても、通常逮捕状請求のような特別の指定等は要しないので、その旨の記載も要しない。 また、請求権者は逮捕者に限られない。
請求文言	罪名（規142条1項2号）	緊急逮捕状請求書に記載されるべき罪名（及び被疑事実）は、緊急逮捕時における罪名（被疑者に告知した罪名）となることに留意する。 例えば、傷害罪で緊急逮捕したところ、請求時に被害者が死亡していた場合であっても、傷害致死罪ではなく、傷害罪についての緊急逮捕状を請求することになる。 なお、重大性を満たさない罪名（及び被疑事実）が記載されていれば、当該罪名（及び被疑事実）で緊急逮捕している以上は、それが審査の対象となるから、請求を却下することになる。 おって、補正等による対応を認めるかどうかは、裁判官の判断に委ねる。
1	被疑者の氏名、年齢、職業及び住居（規142条1項1号）	基本的に通常逮捕状請求の場合と同じである。 もっとも被疑者が氏名不詳者であったとしても、既に被疑者が逮捕されているから、写真等で特定するなど、その特定は容易であることが多い。
2	逮捕の年月日時及び場所（規142条1項柱書、法210条、規148条1項1号）	逮捕した場所が記載されるので、疎明資料（緊急逮捕手続書）で確認する。 なお、逮捕した場所が警察署である場合には、単に「○○警察署」とすれば足り、住所の記載までは要しない。

3	引致の年月日時及び場所（規142条1項柱書, 法210条, 規148条1項1号）	引致した場所が記載されるので、疎明資料（緊急逮捕手続書）で確認する（引致前に請求する場合は、項番号5に引致すべき官公署等が記載されるが、引致前であれば記載はなされない。）。 なお、引致した場所が警察署であるときは、単に「○○警察署」とすれば足り、住所の記載までは要しない。
4	逮捕者の官公職氏名（規142条1項柱書, 法210条, 規148条1項1号）	逮捕者の官公職氏名が記載される（逮捕者による署名押印がされる）ので、疎明資料（緊急逮捕手続書）で確認する（逮捕者が複数名いる場合もあるので留意する。）。
5	引致すべき官公署又はその他の場所（規142条1項柱書, 法210条1項, 200条1項）	引致前に請求する場合には、本欄に引致すべき官公署等が記載されるが、引致後であれば記載はなされない。 なお、既に被疑者を逮捕した後なので、通常は「○○警察署」と1か所のみが記載されることになろう。
6	被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由（規142条1項柱書, 法210条1項）	通常逮捕状請求と同様、犯罪の嫌疑の存在を客観的に（充分に）疎明する資料の表題を列記していることが多い。
7	急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかった理由及び被疑者の逮捕を必要とする事由（規142条1項柱書, 法210条1項, 規142条1項3号）	通常逮捕状請求と同様、発付時における逮捕の必要性を推認させる事情に加え、逮捕時における逮捕の必要性（緊急性）についての理由が記載される。
8	被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する事由（法199条3項, 規142条1項8号）	通常逮捕状請求の場合と同じである。
9	被疑事実の要旨（規142条1項2号）	通常逮捕状請求の場合と同じである。 留意すべき点は、罪名欄に記載したところと同じであり、たとえ請求書に記載された被疑事実の特定が不十分であっても、当該事実で緊急逮捕（被疑者に告知）している以上は、補正等させるべきではない。 被疑事実の要旨については、緊急逮捕時における被疑事実との同一性を害しない限り、緊急逮捕状において裁判官が修正することは可能である。

## 5 その他の留意点

### (1) 罪名又は被疑事実に重大性を満たさないものがある場合の措置

- 実務上、重大性（法210条1項）を満たさない犯罪行為が、重大性を満たす犯罪行為とともに緊急逮捕状の請求にかかる被疑事実として記載されている場合がある。特に牽連犯などの科刑上一罪の関係にある場合、重大性を満たさない犯罪行為を含めたかたちで逮捕状を発付できるかについては、逮捕行為は一つであるから被疑事実を切り離すべきではないとする見解もあり、最終的な判断については担当裁判官に確認されたい。
- ▶ 長崎では、併合罪、科刑上一罪のいずれの場合であっても、重大性を満たさない事実については緊急逮捕状を発付しない取扱いをしている。具体的には、被疑事実の要旨から重大性を満たさない事実を削除（二重線で抹消）する、又は被疑事実の要旨末尾に「（ただし、前記第○の事実中、△△の部分を除く）」旨を附加した令状を発付し、部分的に默示の却下をすることになる（△△の部分には、例えば「報告義務違反」などと重大性を満たさないものを記載する。）。

### (2) 緊急逮捕後から請求時までに罪名（被疑事実）が変わった場合の措置

- 緊急逮捕状は、逮捕後の身柄拘束を根拠付けるという性質のほかに令状なしに行われた逮捕行為を追認するという性質を持つから、緊急逮捕時の罪名、被疑事実を記載することになる（例えば、「傷害罪」で緊急逮捕したところ、逮捕状請求時に被疑者が死亡していたとしても、「傷害致死」とすべきではない。）。

### (3) 請求の撤回の可否

- 緊急逮捕状の請求については、令状発付時における要件審査のみならず、令状なくして行われた緊急逮捕の適法性を審査するものもあるから、その審査を結果的に放棄することとなる「撤回」を認めることはあり得ないし、許されない（本書第1の6を参照されたい。）。

### (4) 令状の作成

- 記載事項…法210条2項、200条、規144条等

令状様式…平成18年5月22日付け最高裁判二第244号刑事局長・総務局長・家庭局長送付（最終改正平成28年10月19日刑二第429号）「刑事事件に関する書類の参考書式について」別紙番号2-1, 2-2（請求書原本を引用する場合）

- 逮捕状請求書を引用して逮捕状を作成する場合（規145条）は、逮捕状に請求書原本を添付して裁判官が契印する。この場合、請求書の記載事項がそのまま逮捕状の記載事項となるものの、あくまで請求書を引用しているにすぎない

から、請求書における誤字脱字等の訂正は、請求者においてする必要があり、裁判官ではできないことに留意する（例えば、引用した逮捕状請求書の被疑事実の要旨中に誤字脱字等があっても、裁判官印で直接訂正することはできない。）。

#### 第4 捜索差押許可状（検索・差押え・リモートアクセスによる複写の処分を含む）

##### 1 請求権者

検索差押許可状の請求権者は、検察官、検察事務官又は司法警察員（含む特別司法警察員）であり、司法巡查は含まれない（法218条4項、1項）。

なお、警察官たる司法警察員は、通常逮捕状請求の場合と異なり、警部以上の者に限られない。

##### 2 管轄（請求先）裁判所

本書第1の3(3)記載のとおり（規299条）

○ 原則…請求者の所属官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官

例外…請求者の所属官公署の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官（少年事件の場合）

最寄りの下級裁判所の裁判官（やむを得ない場合）

##### 3 捜索差押許可状発付の実体的要件等

実体的要件等	解説及び留意点
【必要性】 犯罪の検査をするについて必要があるとき（法218条1項）	単に検査のため必要があるというだけでなく、検査上強制処分としての検査、差押えをしなければその目的を達し難いことが要件である。また、差押令状の目的物とするには、その物が、被疑事実との関連性を有しなければならないし、その関連性の程度は、一般に、直接証拠、間接証拠、情状に関する証拠の順に弱くなり、それについて差押えの必要性も小さくなると解される。明らかに本件と関連性がない、又は弱い場合は、いわゆる別件検査でないかを疑う必要がある。
【嫌疑の存在】 罪を犯したと思料されるべき資料を提供しなければならない（規156条1項）	犯罪の嫌疑の程度は、検査、差押えが比較的検査初期の段階で行われること、条文上は単に「罪を犯したと思料されるべき資料」の提供が規定されているにとどまることから、通常逮捕状の場合の理由よりは嫌疑の根拠が弱いものも含まれる。

<p>【第三者に対する搜索差押】 押収すべき物の存在を認めるに足りる状況のある場合（法222条1項、102条2項）</p>	<p>第三者の身体、住居等を搜索する場合は、そこに差し押さるべき物が存在する蓋然性が要件となる。この蓋然性を疎明するため、令状請求に際しては「差し押さるべき物の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料」の提供が要請されている（規156条3項）が、その疎明方法としては、被疑者の供述などの積極的な疎明に限らず、犯罪事実、目的物、場所の存在、搜索差押の対象となる第三者と被疑者との関係などを疎明することにより、差押物の存在の蓋然性が明らかになる場合もある。</p> <p>例えば、覚せい剤所持の犯罪事実で、被疑者（暴力団員）の情婦の住居を搜索の目的場所、差押物を覚せい剤とする場合、被疑者との関係（情婦であること）、情婦宅への行き来の程度などが疎明資料になると考えられる。</p>
<p>【搜索すべき場所の特定】 搜索すべき場所を明示する（憲法35条）</p>	<p>搜索場所を特定すべき趣旨は、主として、搜索場所に対する人の管理権、居住権等を保障するためであるから、できる限り具体的かつ個別的に特定し（憲法35条）、社会通念上单一の管理権ごとに令状を発しなければならない。つまり、1通の令状で、管理権の異なる数個の場所や機会を異にした数個の搜索、差押えを許可することは許されないので、それぞれの場所、機会毎に別個の令状を発する必要がある。</p> <p>搜索場所は、通常、行政区画の地番で特定するが、それが不詳であっても、写真や図面で補充するなどして、その家屋の所在場所の同一性を識別できる程度に特定できればよい。</p> <p>搜索すべき場所等の特定に関して、以下の点に注意を要する。</p> <p>① アパート、マンション、ビル</p> <p>1棟の建物であっても、各室の居住者、使用者が異なれば、各室ごとに別個の場所となる。また、アパート等の一室であっても「□□アパート△号室○○方居宅及び附属建物」などと請求されることがあるが、附属建物については、その建物の種類等にもよるが、管理権が競合していることが予想され、その令状発付に関しては注意を要する。捜査機関においては、附属建物の存在の有無すら調査せず、一戸建ての建物の場合と同様に請求しているケースが多いので、その存在及び必要性の有無を確認し、不存在又は必要性がなければ附属建物部分を抹消して発付する（默示の一部却下又は請求書を訂正させる）のが望ましい。</p>

なお、必要性がある場合、その附属建物を具体的に特定させる（単に附属建物とあるだけではそれが何なのかが不明確であるため）のはもちろんあるが、单一の管理権が及ぶ居室と複数の管理権が及ぶ可能性が考えられる附属建物（供用建物）とを一通の令状で発することができるのかという問題もあるので注意を要する（各室専用の附属建物であれば問題はない）。実務上、担当裁判官の判断によっては、捜査機関に捜索許可の対象が各室専用の附属建物であることを説明した上で「□□アパート△号室○○方居宅及び附属建物」などとして発付する場合もあるが、管理権の問題や捜索すべき場所の特定として足りているか（各室専用と全居住者用の附属建物があった場合、令状に表示された附属建物がどれを指すのか）など若干の疑問も残る。

★「令状基本上・下」問題134、「捜索差押等の解釈と運用」問題21

② ホテル、旅館等の宿泊施設

単一の建物である限り、各部屋を総括する経営者の包括的な管理権を考えることもできるが、宿泊客が滞在している部屋については、その客と経営者との二重の管理・占有の下にあると考えられるため、客が在室している場合でも捜索を許す趣旨で令状を発する場合は、1室につき一通を発付するか一通の許可状に捜索対象となる各室の番号を表示するのが望ましい。

③ 自動車

自動車内を捜索の対象場所とする場合、自動車そのものの管理権と自動車を駐車している場所の管理権を考慮しなければならない。

(ア) 自動車が公道上に駐車又は公道上を走行している場合は、自動車そのものを特定（車両番号、車名、型式、所有者名等）して、捜索差押許可状1通で執行できる。

(イ) 自動車の管理者とその駐車場所の管理者が同一であるとき（車がその管理者自身の住居の敷地や車庫内にあるとき）は、その駐車場と自動車を特定（例えば「○市○町○番地被疑者方敷地（車庫内）に存する被疑者所有（使用）の車両（登録）番号○○の普通乗用自動車」など）して、捜索差押許可状1通で執行できる。

(ウ) 自動車の管理者とその駐車場所の管理者が異なる場合は、駐車場所に対する捜索許可状と、自動車に対する捜索差押許可状の2通で執行するのが相当である。

なお、前記(ア)のように自動車が表示されているのみで「〇〇方敷地（車庫内）に存する…」の記載がないときは、敷地又は車庫内への立入りをも許容する趣旨が令状上明白でなく、かつ捜索令状の執行については、法220Ⅰ①のように令状なしに住居等に立ち入ることができる旨の明文もおかれていない以上、敷地又は車庫内への捜索令状をも併せ得なければならない。

実務上、自動車は移動するものであるから現在の駐車場所を特定するのが困難との理由で自動車のみの表示で請求されることもあるが、担当裁判官の判断によっては、自動車のみに対する令状を発することもある。その場合、捜査官としては、管理者の承諾を得て敷地又は車庫に入るか、当該自動車が公道上に出るのをまって、自動車に対する捜索を実施することになる。

★「令状事務」227頁～、「令状基本上・下」問題  
136

#### ④ 人の身体

人の身体を捜索場所として物を捜索する場合であり（法222Ⅰ、102）、現に身につけている被服のポケット内、口腔、鼻腔、耳腔などに挿入隠匿されている疑いのあるものなどを外部から調べることである。

なお、人を全裸又はそれに近い状態にして体表や肛門、膣内などを調べる場合には、被疑者を裸にする必要があることから捜索差押許可状と身体検査令状（法218Ⅰ）を併用するのが相当である。

実務上は、人の身体そのものよりも、現に身につけている着衣や携行品を捜索場所として請求されることが多く、その場合「被疑者の着衣及び携行品」などとして特定することになる。

#### 【関連事項】

##### (ア) 強制採尿の場合

→ 捜索差押許可状（後記12の1参照）

##### (イ) 強制採血、毛髪採取の場合

→ 身体検査令状及び鑑定処分許可状（後記12の2、同3参照）

##### (ウ) 嘸下された疑いのあるもので、証拠保全の必要性、緊急性から下剤を用いる場合やレントゲン照射や超音波診断装置などによる身体検査を必要とする場合

→ 捜索差押許可状と鑑定処分許可状

<p>【差し押さえるべき物の特定】 差し押さえるべき物を明示する（憲法35条）</p>	<p>差し押さえるべき物の明示についても、検索場所を特定すべき場所と同様に憲法35条からの要請であり、すべての物が名称、形状、製造番号、作成日付等をもって、明確に特定する必要がある。したがって、「本件に関係ありと思料される一切の文書及び物件」との記載では特定が不十分であると考えられる。</p> <p>もっとも、検査の初期の段階においては、ある程度概括的、抽象的に特定することがやむ得ない場合もあるため、具体的な例示に加えて「○○、△△、その他本件に関係ありと思料される一切の文書及び物件」程度の記載でも、特定として十分であると考えられるので、裁判官に相談されたい。</p>
---	---

## 4 請求書の記載事項等（規155条1項）

記載事項	留意点等
1 請求者の官公職氏名	刑事訴訟法に基づく検査、差押えであるか、関税法等に基づく臨検、検査、差押えでないかを確認する（関税法等に基づくものは、令状の様式が異なるので注意）。
2 被疑者又は被告人の氏名 (法人である時はその名称)	<p>実務上、被疑者等の年齢（生年月日）も通常記載され、被疑者等が複数あるときは「○○外△名」と記載する。</p> <p>なお、被疑者等の氏名が明らかでない場合は前記逮捕状請求の場合と同様に特定すれば足り、被疑者そのものが不明の場合は「不詳」とすれば足りる（規155Ⅲ）。被疑者の氏名及び年齢（生年月日）については、検査記録末尾に添付されている身上関係書類等で確認する。</p>
3 罪名及び犯罪事実の要旨	被疑事実の要旨については、原則として令状に添付する必要はないものの（ただし、目的物特定のために記載する必要がある場合、必要に応じて添付しても差し支えない。）、請求の前提となる請求書添付の犯罪（被疑）事実の要旨は、構成要件事項記載漏れなどの不備がないか、被疑事件に関して時効にかかるいかなどを検査記録に当たって確認しなければならない。
4 差し押さえるべき物又は 検査すべき場所、身体若 しくは物	検査記録等から請求されている「検査すべき場所」及び「差し押さえるべき物」を確認する。その目的となる場所、物が被疑者（被告人）以外の第三者に対する場合には、要件自体も異なってくるので注意を要する。詳細は「令状基本上・下」問題133を参照されたい。

	<p>5 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 7日を超える有効期間を必要とするときは、その旨及び事由</li> <li>○ 日の出前又は日没後に差押え、搜索をする必要があるときは、その旨及び事由</li> <li>○ 搜索、又は、差押えのみの請求であるのに誤って搜索差押令状を発したり（特に通話明細の差押えなどに注意）、請求されている令状と逆の令状を発したりすることがないよう、請求された令状が何であるかをよく確認しなければならない（差押の請求で搜索令状を発するなど）。</li> </ul> <p>また、反対に請求書自体の記載が誤っている場合（請求令状の種別間違い）もあるので注意を要する。これは請求書の様式が搜索・差押・検証の令状請求書を兼ねており、必要なない文言を抹消する方式なので、抹消間違いが起こりやすいためである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 請求時期の確認（被告事件になつてないかどうか）</li> </ul> <p>当該事実で既に起訴されていないかどうかを確認する。確認する方法としては、通常であれば総括捜査報告書中に逮捕の事実、起訴の有無等が記載されているはずであるが、既に起訴されているにもかかわらず、被疑事件であるかのような記載をしている（起訴されたことが一切記載されていない）ケースもあり、疑義が生じた場合（逮捕・勾留から10日以上経過している場合など）は、請求者に確認するのが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 夜間執行の有無等</li> </ul> <p>夜間執行についての請求の有無及び請求がある場合は、要件を満たしているか、本来的に不要な場所でないかなどを確認する。</p>
--	--------------	---

## 5 捜索差押えに関する一定の制限

### (1) 郵便物又は電信に関する物（法222条1項、100条、規156条2項）

法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し又は所持する郵便物又は電信に関する書類については、条文上、許されているのは差押えのみである。差し押さえるべき物を発見するための搜索は、通信の秘密の尊重（憲法21条2項）からも許されない（搜索差押許可状ではない）。

実務上多い電話会社の通話明細を押収する令状の請求の場合、差し押さえるべき物の存在を認めるに足りる状況があることを認めるべき資料を提出しなければならない（規156条2項、例：電話会社に対する契約状況等の照会回答書（契約の事実が存在すること））。

(2) 公務上、業務上の秘密に関する物（法222条1項、103条～105条）

ほとんど実務例がないので、詳細は割愛する。

☆「令状事務」239頁～

(3) 夜間執行（法222条3項、116条）

夜間執行について許可を要する目的は、夜間における私生活の平穏を保護することであるから、夜間執行の必要性（急速を要する場合であること、昼間は搜索の場所である住居の家族全員が不在であること等）が存在しなければならない。

自動車や被疑者の身体を搜索する場合、夜間に執行する場合でも許可は原則として必要ないが、自動車の所在場所となっている住居の敷地や被疑者が所在する住居等に夜間に立ち入る場合に管理者の承諾を得ることができないときは、別途当該場所等に立ち入るための夜間執行付搜索令状が必要になろう。

請求書に記載されている理由が相当であり、夜間でも搜索、差押えをすることを許す場合は、令状の欄外に「この令状は、夜間でも執行することができる。」あるいは「本令状は日の出前又は日没後の執行を許可する。」旨を記載し、裁判官が押印する。

## 6 搜索差押等許可状の作成等

○ 記載事項…法219条、222条3項、116条1項、157条の2

令状様式…平成18年5月22日最高裁刑二第244号刑事局長・総務局長・家庭局長送付（最終改正平成28年10月19日刑二第429号）「刑事事件に関する書類の参考書式について」別紙番号9～11（被疑者用）

※ 発付後の点検（特に夜間執行がある場合は押印漏れ、「搜索すべき場所、身体又は物」、「差し押さえるべき物」を別紙で引用する場合は添付順序に注意）、令状交付、請求の却下、撤回等、一般的な令状請求における場合と同様の取扱いである。

## 7 その他の留意点

搜索差押許可状の有効期間を逮捕状再請求（更新）の有効期間（1ヶ月など）に一致させた1か月とする請求があった場合、有効期間をどのように考えるべきか。

この請求の意図は、逮捕状と同時又はそれ以前に搜索差押許可状の発付を受けており、未だ被疑者を逮捕できていない場合に、被疑者逮捕後にその立会いのもとに実施したほうが執行の正確性を担保できるなどの理由だと思われる。しかしながら、搜索差押令状は、証拠価値の減少・証拠の散逸・消滅などに鑑みて捜査上強制処分としての差押え、搜索をしなければその目的を達し難いときに発せられるものであり、被疑者の立会いがなくとも第三者立会のもとに執行可能であることから、執行できない特別な理由がない以上、いたずらに逮捕状と同様の有効期間を認める必要性があるの

かについては問題があるので注意を要する。

再請求を認める場合は、原則として1回だけに限り、有効期間も2週間程度に制限するのが相当とする考え方もあるので、上記請求がなされた場合には、裁判官に相談されたい。

【長崎における事例】

被疑者の立会いが必要不可欠であることの特別な理由がない限り、長期の有効期間延長は認められないとして、延長期間を10日に短縮した上で令状を発した（担当捜査官に対し、同令状についての今後の更新を認めない旨を説明した。）。

## 8 リモートアクセスによる複写の処分

### (1) リモートアクセスとは

ある端末機と電気通信回線（有線、無線を問わない）で結ばれた遠隔地等にある端末機のファイルデータやデータにアクセスしてデータの記録、更新、管理などの処理をすることである。

裁判所に例えれば、

- ・ 職員が使用するパソコンから LAN 回線で結ばれたリンクステーション内に保存された文書ファイルを更新した場合
- ・ 期日進行管理プログラムのクライアント機において事件情報（進行状況等）を確認・更新する場合（サーバ機にアクセスして事件情報データの記録更新、管理をすることになる）

などの処理は、いずれもリモートアクセスである。

### ○ リモートアクセスによる複写の処分とは

電子計算機（パソコン等）に対する差し押さえを行う場合に付加的に認められる処分であり、当該処分を伴う差押えは、その電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体に保管されている電磁的記録を、当該電子計算機又は他の記録媒体に複写して差し押さえるものである。

【例】

捜査機関が被疑者の勤務先企業で使用するパソコンを差し押さえる場合に、そのパソコンと LAN で接続されている社内共有ファイルサーバに保存されている被疑者作成の電子データについて、パソコンを操作して、パソコン又は CD - R 等に複写して差し押さえることが想定される。この処分は、差押えの範囲を実質的に電子計算機と一体的に利用されている記録媒体にまで拡大するものであり、これにより、その記録媒体を特定して差し押さえなくとも必要な電磁的記録を証拠収集することができる事となる。ただし、刑訴法は、複写の処分ができる記録媒体の範囲について、電子計算機に接続しているすべての記録媒体を対象とせ

ず、電子計算機で実際に作成・変更をした電磁的記録や電子計算機で変更・消去する権限が認められている電磁的記録を保管するために使用されている蓋然性のある記録媒体に制限していることから、司法審査で複写可能な範囲を特定して制御することが重要である。

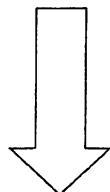
(2) 請求書の記載事項 ーリモートアクセスによる複写の処分の場合に付加すべき点ー

対 象	解説及び留意点
「差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」(法107条2項, 219条2項, 規155条1項6号)	「複写すべきものの範囲」とは、証拠収集の目的たる電磁的記録自体の範囲ではなく、その電磁的記録が保管されている記録媒体の範囲(記録領域)である。主に、電子メールサーバの記録領域、リモートストレージ(オンラインストレージ)サーバの記録領域、LANで接続されたファイルサーバの記録領域である。 捜査機関は、差押えの現場において、この範囲に保管されている電磁的記録のうち、犯罪事実と関連性のあるものを複写することとなる(法解説162)。

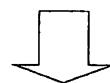
## 電子計算機自体の差し押さえを許可できる場合であるかについての審査

## 【要件】

通常の差押許可状の要件と同様に、犯罪の嫌疑の存在や関連性、「犯罪の捜査をするについて必要がある」こと（法218条1項）



YES



NO

請求却下

(又は請求撤回)

## リモートアクセスによる複写の処分についての審査

令状請求書の「刑事訴訟法第218条第2項の規定により差し押さえをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」欄の記載

## 【要件】

- (1) 令状請求書の「複写すべきものの範囲」欄に記載された記録媒体がリモートアクセスによる複写の処分の対象となるか、以下の点での蓋然性の有無
  - ① 当該記録媒体が差押対象物である電子計算機と電気通信回線で接続している
  - ② 収集目的である電磁的記録が当該記録媒体に保管されている
  - ③ 当該記録媒体が差押対象物である電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができるとされている電磁的記録を保管するために使用されている
- (2) 令状請求書の「複写すべきものの範囲」欄に記載されたものが複写の処分の対象として特定されているかについての審査
  - ① 差押対象物である電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であること
  - ② 差押対象物である電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができるとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものであること



YES



NO

範囲に記載されたものが複写処分の対象として特定されているか（差押対象物である電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をできるとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあること）

電子計算機の差押えを許可する  
令状を発付すれば足りる。  
(リモートアクセスについては却下)



リモートアクセス付き令状発付

(3) リモートアクセスによる複写の処分に関する審査

- 「当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができる」とされている「電磁的記録」とは、差押対象物たる電子計算機を用いて変更又は消去をする権限（事実上のものも含まれるが、単に技術的に変更・消去が可能な状態であるに過ぎない場合は含まれない）が認められている電磁的記録をいう（法解説161頁）。
- 法218条2項の「保管するために使用されていると認めるに足りる状況にある」とは、当該電子計算機の使用状況等に照らし、その記録媒体が当該電子計算機で作成・変更した電磁的記録等を保管するために使用されている蓋然性が認められることをいう（法解説161）。

【第三者が使用するPCも含まれる場合（差し押さるべき物が複数ある場合）】

差し押さるべき物が、例えば「本件に関連するパーソナルコンピュータ」であるときは、被疑者が使用するパソコンだけでなく、被疑者以外の者が使用するパソコンも差押えの対象となり得る。

リモートアクセスによる複写の処分がどの差押対象物に係るものか、「複写すべきものの範囲」において明確にする必要がある。

なお、差し押さるべき物が例えば「本件に関連するパーソナルコンピュータ」であるときは、複数のパソコンが差押えの対象となることが想定される。そのうち、一部のパソコンについてリモートアクセスによる複写の処分を認め場合には、そのことが明確になるように記載（差し押さるべき物のうち被疑者が使用するパーソナルコンピュータについて等）する必要がある。

このような場合、リモートアクセスによる複写の処分につき、差し押さるべきパソコンのうち、特定のパソコン（被疑者使用のパソコン）からのみ認めなのか（さらには複数の利用者があり得る場合に特定の利用者についてのみ認めるのか）、それとも全てのパソコンについて認めるのかを吟味する必要がある。被疑者以外の第三者が利用する記録領域についてリモートアクセスによる複写の処分を認めることについては、より慎重な判断が求められるであろう。

(4) 疎明資料

「被疑者又は被告人が罪を犯したと思料されるべき資料」（規156Ⅰ）のほか、複写すべきものの範囲等の令状請求書記載事項の特定に必要な資料が提供されることとなる。

(5) 立件

通常の検索差押許可状請求書（差し押さるべき物の検索を必要としない場合は、差押差押許可請求書）として立件する。

なお、令状請求事件簿に登載する令状種別については、リモートアクセスによる複写の処分は、あくまで差押え等を行う場合に付加的に認められる処分である以上、その処分を伴う差押え請求であることまでを明示する必要はない。

長崎では、実例件数を把握等するため、備考欄にえんぴつ書きで「リ」と記入する取扱いである。

#### (6) 令状の作成

令状に記載された事項の点検、裁判官の押印・契印・庁印の確認を行った後、令状請求事件簿に結果等を記載し、請求者に令状を交付する（要受領印）。

なお、リモートアクセスによる複写の処分は、差し押さるべき物が電子計算機の場合に認められるものであるから、令状の点検に当たっては、「差し押さるべき物」の欄に、当該電子計算機が記載されているかをしっかり確認する。

#### (7) 留意点

##### 【他の法律の差押えにおける準用の可否】

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（71条1項7号）に基づく差押え及び国際捜査共助等に関する法律（8条2項）に基づく差押えについては、刑事訴訟法の規定が準用されるからリモートアクセスによる複写の処分を行うことができるが、国税犯則取締法（2条）、関税法（121条）、出入国管理及び難民認定法（31条）などに基づく差押えでは、刑訴法218条2項が準用されていないため、同処分を行うことはできない。

##### 【リモートアクセス先の記録媒体が他国の領域内にある場合】

法解説159を参照されたい。

#### ◎ リモートアクセスによる複写処分を求める検索差押許可状記載例

（長崎地裁管内の主な事例）

罪名	差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電子的記録を複写すべきものの範囲
著作権法違反	リモートストレージサービスのサーバの記録媒体の記録領域であって、差し押さるべきパーソナルコンピュータの使用者のアカウントでアクセス可能な記録領域
わいせつ電磁的記録媒体陳列	リモートストレージサービスのサーバの記録媒体の記録領域であって、〇〇〇〇のアカウントでアクセス可能な記録領域

傷害・暴行	ネットワークで接続しているグループウェアサーバの記録領域であって、差し押さるべきパーソナルコンピュータの使用者施設長○〇〇〇のIDによりアクセスすることができ、かつ、上記パーソナルコンピュータで作成若しくは変更した電子ファイル又は上記パーソナルコンピュータで変更若しくは消去することができることとされている電子ファイルを記録するために使用されている記録領域
名誉毀損	メールサーバの記録領域のうち、下記のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> <li>差し押さるべきパーソナルコンピュータにインストールされているメーラーに記録されているアカウントによりアクセス可能な記録領域</li> <li>差し押さるべきパーソナルコンピュータの使用者のアカウントによりアクセス可能な記録領域</li> </ol>

## 第5 記録命令付差押許可状（法99条の2）（新設）

### 1 記録命令付差押えとは

記録命令付差押えとは、電磁的記録を保管する者やその他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて、必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることである。

これまでも携帯電話の通信明細を差し押さえるに当たって、捜査機関と通信事業者の間で事前に打ち合わせが行われ、通信事業者に依頼して、特定の携帯電話の通話明細を印刷、又は通話明細を電磁的記録媒体に記録してもらった上で、差押許可状に基づいて差押えが執行されていたが、今回の改正によって法整備されたものである。

※例えば、プロバイダ等の通信業者等にサーバ内のデータを記録するように命じて、記録されたCD-R等を差し押さえること

通信業者がメールサーバ内に保管している特定の電子メールアドレスの通信履歴について、通信事業者に命じてCD-R等に記録させ又は用紙に印刷させたものを差し押さえる。

※捜査機関（警察）は、これまで電話会社に依頼を行って、特定の電話の通話履歴を印刷してもらい、裁判官が発付する令状により差し押さえていたが、現実の実務に法的根拠を与えることで、業者（電話会社）の協力を得やすくした。所謂、保管者の任意的協力から裁判官の発する令状による義務化へ変更した（なお、磁的記録の保管者等が記録命令に従わない場合についての罰則規定はない。）。

### ★記録・印刷させる電磁的記録の具体例

「電話の通話履歴」

- ・被疑者の携帯電話から架電した通話明細

## 「電子メールの通信履歴」

- ・被疑者のメールアドレスによって送受信された電子メールの通信履歴

## 「Web サイトの更新履歴」

- ・被疑者がフィッシング（フィッシングとは、インターネットのユーザーから経済的価値がある情報（例：ユーザー名、パスワード、クレジットカード情報）を奪うために行われる詐欺行為である。典型的なものとして、信頼されている主体になりました電子メールなどによって偽のウェブサーバーに誘導することによって行われる。）により他人のID・パスワードやクレジットカード番号等を入手し、クレジット会社のWebサイトに不正アクセスを行い、インターネットショッピング等において、高額の商品を詐取したという不正アクセス禁止法違反、電子計算機使用詐欺被疑事件において、被疑者が同サイトのサーバに接続した際の更新履歴から、その接続の際に経由した通信事業者及びその通信事業者が付与した接続元IDを特定しようとする場合に、Webサイトの更新履歴を差し押さえる場合など

## 2 請求権者（法218条1項）

- ・検察官
- ・検察事務官
- ・司法警察職員

※ 捜査機関による記録命令付差押えにおいては、命令をするのは検査機関であり、裁判官の発する令状は、検査機関が記録命令付差押えをすること、すなわち、その名宛人に対して必要な電磁的記録を記録媒体に記録又は印刷するよう命じた上、その記録媒体を差し押さえることを許可するものである。

## 3 相手方（法99条の2、218条1項）

## (1) 電磁的記録を保管する者

電磁的記録を保管する者とは、電磁的記録を自己の実力支配内に置いている者をいう。

※ 例えば、電磁的記録が記録されている記録媒体を所持する者等があたる。

## (2) 電磁的記録を利用する権限を有する者

適法に、電磁的記録が記録されている記録媒体にアクセスして当該電磁的記録を利用することができる者をいう。当該電磁的記録を排他的に管理する権限を有することは不要であり、単に、当該電磁的記録を利用できる権限を有することをもって足りる。

※ 例えば、法人の内規により、システム端末からホストコンピュータの電磁的記録にアクセスしてこれを利用することが認められているにとどまる者も該当する。

※ 差押えの対象となる物を事実上処分し得る立場にある者が、広く強制処分の被処分者とされている上、実際にも、例えば、会社の支社の端末から本社のホストコンピュータの電磁的記録にアクセスしてこれを利用することが認められているような場合には、支社の者を相手方とする記録命令付差押えを認めるべき現実的な必要性が大きいことから、法人に対して記録命令付差押えを行う場合には、法人自身のほか、役員や支店長等一定以上の地位にある者、更に通常の従業員も対象となり得ることとなる。

★具体例

「保管する者」

- ・サーバの管理者の地位にある幹部職員

「利用する権限を有する者」

- ・サーバ内の電磁的記録にアクセス利用権限を有する職員（支店長等）
- ・法人自体（本店、名称、代表者等の特定）

4 管轄（請求先）裁判所

本書第1の3(3)記載のとおり（規299条）

○ 原則…請求者の所属官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官

例外…請求者の所属官公署の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官（少年事件の場合）

最寄りの下級裁判所の裁判官（やむを得ない場合）

5 請求書の記載事項等

【記載事項】

- 1 被疑者の氏名（規則155条1項3号）
- 2 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録（同項1号 固有の記載事項）
- 3 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者（同項1号 固有の記載事項）
- 4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由（同項5号）
- 5 日の出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由（同項7号）
- 6 罪名及び犯罪事実の要旨（同項4号）

## 【特定事項】

対象	解説及び留意点
電磁的記録	電話の通信履歴は、電話番号、通話日時、通話先 電子メールの通信履歴等は、送受信の日時、送信元・送信先のメール アドレス、メール本文、添付ファイル Web サイトの更新履歴は、○○ ID による更新記録（更新日時、接続 元 IP アドレス、接続元ホスト名、接続元 ID）
期間の特定	令和○年○月○日から○月○日まで
記録及び印刷の方法	記録媒体（CD - R, DVD, USB メモリー等）に複写、プリントア ウト

## 【具体例 携帯電話の通話明細】

## ・「記録させ又は印刷させるべき電磁的記録」

令和○年○月○日から同月○日までの間ににおける携帯電話番号090-○○○-○○○○番の携帯電話の通話明細（通話日時、通話先）

## ・「電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者」

長崎市○○町○丁目○番○号 ○○ビル1階 ○○サービス九州株式会社料金セン  
ター センター長○○○○

※携帯電話会社に対する通話履歴差押えは記録命令を付さない単純な差押許可状の請求で対応している  
所もある。

## 【具体例 電子メールの通信履歴】

## ・「記録させ又は印刷させるべき電磁的記録」

令和○年○月○日から同月○日までの間にメールアドレス「abcde @ fgh. ne. jp」  
によって送受信された電子メールの通信履歴（送受信の日時、送信元・送信先のメー  
ルアドレス）、メール本文及び添付ファイル

## ・「電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者」

長崎市○○町○丁目○番○号 株式会社○○長崎支店 支店長○○○○

## 6 その他の留意点

## (1) 電磁的記録が記録してあるサーバの特定は不要

被処分者が保管し、利用する権限を有する電磁的記録自体を収集の目的としてい  
る。

データサーバの場所等については、セキュリティ上の理由から秘密にしてあり、  
サーバの特定は困難な場合が多い。

なお、サーバが被処分者のデータサーバに分散されていても問題はない。

(2) サーバが外国にあっても可能

日本に所在する者に対して記録命令がなされ、記録自体も命令を受けた者が行うものであり、捜査機関が行うものではないことから、他国の主権を侵すものではない。

(3) 夜間執行の許可

「記録命令」及び記録媒体の「差押え」の両方にできる。

(4) 実務上の留意点

- 通話明細について差押期間途中で契約、解約がされていないか。
- 携帯電話番号の誤記はないか。
- メールアドレスについて大文字、小文字や字体の誤記はないか。
- 管理者（電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者）の特定は十分か。

## 第6 国税通則法等による臨検検索差押（押収）許可状

### 1 臨検とは

「臨検」とは、行政機関の職員が、行政法規の執行を確保するために、事業者等の営業所、事務所等の現場に、質問のため又は帳簿書類その他の物件の検査のため、立ち入ることをいう（法令用語辞典第9次改訂版（学陽書房）766頁）。臨検は、刑事訴訟法における「検証」と、その目的及び性格を同じくする（三好一幸・著「令状審査の理論と実務」（平成26年・司法協会）。

臨検等の許可状の請求事件は行政雑事件としての令状請求事件と刑事雑事件としての令状請求事件がある。

### 2 請求権者

請求権者は、根拠となる法令の規定によって異なるため（別途の指定を要するものもある）、当該請求にかかる法令の規定を確認する必要がある。

代表的なものとしては、例えば、

- ① 国税局又は税務署による国税犯則事件を調査するための臨検、検索又は差押許可状については、「国税庁等の当該職員」（国税通則法132条）
- ② 税関による関税犯則事件を調査するための臨検、検索又は差押許可状については、「税関職員」（関税法121条）
- ③ 証券取引等監視委員会による金融商品取引犯則事件を調査するための臨検、検索又は差押許可状については、「証券取引等監視委員会職員」（金融商品取引法211条）
- ④ 出入国在留管理庁による退去強制事由該当外国人についての違反調査をするための臨検、検索又は押収許可状（入管法上は差押許可状ではなく、押収許可状に

なるので注意する。) については、「入国警備官」(出入国管理及び難民認定法31条)が請求権を有している。

### 3 管轄(請求先)裁判所

請求先は、原則として、請求権者の所属官署(法令によっては委員会)の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官となる(国税通則法132条1項、関税法121条1項等)<sup>(4)</sup>。

請求先の例外として、急速を要する場合には、臨検すべき場所、捜索すべき物件、差し押えるべき物件等の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にも請求することができる(国税通則法132条3項、関税法121条2項等)。

ただし、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律にかかる請求は、地方裁判所の裁判官のみとなることに留意する(同法10条の3)。

### 4 請求書及び疎明資料

請求書については、刑事手続における捜索、差押、検証許可状の請求の場合と大きく異なるところはない。

疎明資料については、犯則事件等が存在すると認められる資料(例えば、国税庁等の当該職員が作成した内偵報告書等)が提出されることになる。

### 5 臨検、捜索又は差押え(押収)をすることができる主な法令等

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)及び関税定率法等の一部を改正する法律(平成29年法律第13号)の犯則事件の調査に係る規定がいずれも平成30年4月1日から施行されることに伴い見直し又は新規作成されたものを反映させたものとされたい(平成30年3月5日最高裁判二第93号、同日付け刑事局第二課長事務連絡参照)

法令(根拠条文)	夜間執行許可の可否(根拠条文)	令状様式※
国税通則法(132条)	○ (148条)	平成30年様式 ・別紙1-1, 1-2, 2
関税法(121条)	○ (124条, 137条)	平成30年様式 ・別紙1-1, 1-2, 2
地方税法(22条の4)	○ (22条の7, 22条の20)	平成30年様式 ・別紙1-1, 1-2, 2

(4) 児童虐待防止法9条の3に基づく臨検捜索許可状は、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官が請求先となることから注意を要する。

金融商品取引法（211条） ※旧証券取引法、旧金融先物取引法は、法改正により金融商品取引法の一部として再構成され、廃止されている。	○ (212条)	平成12年様式 ・別紙3-1（犯則事実の記載欄あり） ・別紙3-2（犯則事実の記載欄なし）
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（102条）	○ (104条)	平成17年様式 ・別紙1（犯則事実の記載欄あり） ・別紙2（犯則事実の記載欄なし）
租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（10条の4） ※10条の4により国税通則法（旧国税犯則取締法）の規定を準用	○	平成30年様式 ・別紙4-1, 4-2, 2
出入国管理及び難民認定法（31条）	△ 搜索、押収は夜間執行許可に関する規定があるが、臨検については同規定がない（35条）。	平成12年様式 ・別紙1

※平成12年様式…平成12年11月27日付け最高裁判所第367号刑事局長・行政局長送付「行政手続における各種令状の参考書式について」

平成17年様式…平成17年12月13日付け最高裁判所第57号刑事局長・行政局長送付「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律による臨検搜索差押許可状の参考書式について」

平成30年様式…平成30年3月5日付け最高裁判所第93号刑事局長・行政局長送付「国税通則法、地方税法、関税法並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律による各種令状の参考書式について」

## 6 その他の留意点

### (1) 請求書の受理（立件）

- 出入国管理及び難民認定法にかかる令状や児童虐待の防止等に関する法律にかかる令状の請求については、「行政雑事件簿（令状請求事件簿）」となり、その他の法令にかかる令状の請求については、「刑事雑事件簿（令状請求事件簿）」に登載する。
- 税等に関する調査という性質上、臨検、搜索すべき場所等が膨大な数になる場合には、請求書受理及び処理等を失念しないよう留意する。

### (2) 令状の有効期間

- 国税犯則事件等の調査手続は、一種の行政手続であって刑事手続（司法手続）ではない（刑訴法及び刑訴規則の直接の適用はない）が、実務上は、刑事手続における令状の有効期間（規300条）が準用されている。

## (3) 夜間執行許可の可否

- 請求にかかる法令の規定によって夜間執行許可の可否が異なるので、許可できない場合に許可することのないよう（令状草稿作成の際、許可文言を付加しないよう）留意する（夜間執行許可の可否は前記5を参照されたい。）。
- ▶ 出入国管理及び難民認定法に関しては、臨検、捜索、押収のうち、臨検についてのみ夜間執行許可に関する規定がない（同法35条1項）。臨検は、捜索、押収と比較して権利侵害の程度が低いことを考慮して時間の制限の規定を適用しないとの解釈があるが（日本加除出版株式会社編「出入国管理及び難民認定法逐条解説」（改訂第三版）556頁以下）、夜間執行できるか否かについては疑問が残る。臨検と捜索・押収を一体として夜間執行許可の請求が来た場合にあえて臨検についてのみそれを削ることまではしないという処理をしている（すなわち積極的に夜間執行を許可しているわけではない）とする府もあるため、裁判官に確認されたい。

## (4) 令状の作成等

- 請求にかかる法令の規定によって令状様式が異なるので、各法令に対応した令状様式を用いているかについて留意する（令状様式は前記5を参照されたい。）。
- 最高裁送付の様式を用いて令状草稿を作成する際は、請求が捜索及び差押え（押収）のみの場合、臨検、捜索、差押え（押収）のうちのいずれか単独の請求である場合は、必要に応じて「令状の表題」、「～すべき場所等の表題」、「本文」欄から不要な文言を削除する必要があることに留意する。
- 犯則事実（刑事手続でいうところの被疑事実又は犯罪事実に当たる事実）が明らかである場合には、刑事手続における捜索・差押等許可状とは異なり、犯則事実を令状に記載（通常は別紙として添付）しなければならないことに留意する（関税法121条4項等）。

犯則事実が明らかである場合とは、当該犯則事実の構成要件的事実がいずれも疎明資料によって具体的に明らかになっている場合を指すものと考えられる。令状に犯則事実を記載するに際しては、当然ながら構成要件を充足する事実を記載する必要がある。

他方、疎明資料から当該事実の存否が具体的に明らかにならない場合には、犯則事実も明らかであるとはいえないから、令状への記載も要しないことになる（事実記載の要否については、結局のところ裁判官の判断事項であるから、疑義があるときは裁判官に確認する。）。

なお、出入国管理及び難民認定法に係る令状については、容疑事実（犯罪事実や犯則事実に当たる事実）の記載は必要とされていない。

- 出入国管理及び難民認定法における違反調査では「容疑者」、「容疑事件」という点に留意する（犯則事実を令状に記載する場合は、その書き出しが「犯則嫌疑者は」となっているかに注意する。）。

## 第7 検証許可状

### 1 検証とは

検証とは、五官の作用により、人の身体、物又は場所について、その存在、形状及び状況を実験、認識する強制処分である。

捜査機関は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する検証許可状により検証をすることができる（法218条1項前段）。この場合において、人の身体についての検証、すなわち検証としての身体検査については、身体検査令状によらなければならない（同項後段）。

検証については、身体の検査、死体の解剖、墳墓の発掘、物の破壊その他必要な処分をすることができるが（法222条1項、129条）、身体の検査は別として、捜査機関が行う検証においてこれらの処分を必要とするることはまれであると思われる。

### 2 請求権者

検証許可状の請求権者は、捜索、差押許可状を請求する場合と同様に、検察官、検察事務官、司法警察員（含む特別司法警察員）であり、司法巡回は含まれない（法218条4項、1項）。

### 3 管轄（請求先）裁判所

本書第1の3(3)記載のとおり（規299条）

- 原則…請求者の所属官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官

例外…請求者の所属官公署の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官（少年事件の場合）

最寄りの下級裁判所の裁判官（やむを得ない場合）

### 4 請求書の記載事項

請求書の記載事項（規155条1項）は、捜索、差押許可状を請求する場合とほぼ同様であり、捜索すべき場所等に代わって「検証すべき場所又は物」が記載される。

- 請求書様式は、捜索、差押、検証許可状の各請求に対応できるものとなっており、不要な文字を削除して使用する方式のものである。まれに表題（「○○許可状請求書」）と請求文言（「…○○許可状の発付を請求する。」）における令状種別が異なっている（誤っている）場合があるので留意する。

## 5 その他の留意点

### (1) 検証すべき場所又は物

○ 検証すべき対象が「場所」であるときは住所及び名称（「〇〇方居宅」「〇〇ホテル〇号室」など）、「物」であるときは名称等（名称のほか、色や形状などの特徴、製造会社名、製造番号等）により、他と区別できる程度に特定される必要がある。

なお、設置された場所から移動できないような「物」については「〇市〇町〇番地所在の〇〇会社〇〇室に設置された〇〇」などと、物が設置されている施設等の住所及び物の名称等で特定することが考えられる。

### (2) 夜間執行

○ 人の住居等において夜間（日出前、日没後）に検証を実施する場合は、捜索・差押えの場合と同様、その旨の裁判官の許可を要する（法222条4項）。

▶ 夜間執行の要件、許可を要しない例外的場所（法222条4項、117条）については、捜索、差押えの場合と同様である。

○ 日没前に検証に着手したときは、日没後でも検証を継続することができる（法222条5項）。

### (3) 令状の有効期間

○ 令状の有効期間は、逮捕状等の一般的な令状と同様に、原則として令状発付の日から7日である（規300条）。

▶ 令状の有効期間は、検証に着手するまでの期間であり、検証期間とは別である。

### (4) 令状の作成

#### ○ 記載事項…法219条等

令状様式…平成18年5月22日付け最高裁判二第244号刑事局長・総務局長・家庭局長送付（最終改正平成28年10月19日刑二第429号）「刑事事件に関する書類の参考書式について」別紙番号13

## 第8 身体検査令状

### 1 身体検査令状とは

身体検査には、その性質として、人の身体を対象とする捜索、人の身体を対象とする検証、人の身体を対象とする鑑定に必要な処分があり、それぞれ検査の範囲方法等が異なる。そして、検証としての身体検査をするには、検証許可状ではなく、身体検査令状によらなければならない（法218条1項）。

### 2 検証としての身体検査

検証としての身体検査においてなし得る範囲には、法218条3項に例示された指

紋・足型の採取、身長・体重の測定、写真撮影をすることのほか、いれずみ、身体の傷痕等の身体外表の検査及び口腔、肛門等の体腔の検査が含まれ、検証のための必要な処分として、着衣の全部又は一部を取り去って被検査者を裸にすることも許される。

身体検査令状による身体検査を拒否された場合には、過料、刑罰等による間接強制（法222条1項、7項、137条、138条、222条1項）のほか、過料に処し又は刑を科しても効果がないと認めるときは、そのまま身体検査を行うことができる直接強制が認められている（法222条1項、139条）。

### 3 身体検査令状を必要とする場面

純粹に身体検査令状（検証としての身体検査）のみを必要とする場面はそれほど多くないものの、例えば、犯罪捜査のため、被検査者のいれずみ、ほくろ、あざなどの身体的特徴や、注射痕、傷痕、歯並びなどを調べる場合に必要とされる。

他方、他の令状と併せて身体検査令状を必要とする場面があり、例えば、

- ① 着衣を脱がせ、全裸又はそれに近い状態にして身体及び衣服（下着を含む）から証拠物を搜索する場合
  - この場合、証拠物の発見を目的とする身体の搜索は、身体の状態を認識するための身体検査と同視し得ることなどから、実務では「検証差押許可状」と「身体検査令状」を併用するのが一般である。
- ② 体腔（口腔、膣、肛門）の内部から証拠物を搜索する場合
  - この場合、身体内部について証拠物を搜索する手続は、その方法において検証としての実質を有するので、単に検証手続によるだけでは足りず、目的の面からの検証、方法の面からの検証としての身体検査の各手続が必要になると考えられることから、実務では「検証差押許可状」と「身体検査令状」を併用するのが一般である。
- ③ 血液や毛髪など人体の一部を採取して鑑定する場合
  - この場合、検査段階においてされる鑑定処分としての身体検査には、直接強制できる根拠が明確でないため（直接強制の規定となる法172条、139条が準用されないため）、実務では「鑑定処分許可状」と「身体検査令状」を併用するのが一般である（強制採尿については、判例に基づいて例外的に一定の条件を付した検証差押許可状のみによって行われる。）。

などがある。

### 4 請求権者

身体検査令状の請求権者は、検証許可状を請求する場合と同様に、検察官、検察事務官、司法警察員（含む特別司法警察員）であり、司法巡査は含まれない（法218条4項、1項）。

## 5 管轄（請求先）裁判所

本書第1の3(3)記載のとおり（規299条）

- 原則…請求者の所属官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官

例外…請求者の所属官公署の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官（少年事件の場合）

最寄りの下級裁判所の裁判官（やむを得ない場合）

## 6 請求書の記載事項

請求書の記載事項は、被疑者の氏名、罪名及び犯罪事実の要旨など、検証許可状を請求する場合と共通する事項（規155条1項）のほか、身体検査は人権に影響するところが大きいことから、

### ① 身体の検査を必要とする理由

▶ 理由のほか、検査すべき身体の部位も記載されている。

### ② 身体の検査を受ける者の性別及び健康状態

▶ 被検査者の氏名は当然のこと、性別及び健康状態に加えて、年齢、職業、住居も記載されている。

### ③ その他裁判所の規則で定める事項

▶ 現在のところ、特別の規定はない。

の記載も必要とされている（規155条2項、法218条5項）。

## 7 その他の留意点

### (1) 夜間執行

○ 身体検査そのものには時間的な制約がないため、夜間に身体検査を実施する場合であっても、夜間執行の許可は不要である。

▶ 請求者が身体検査そのものについて夜間執行の許可を求めてきた場合には、夜間執行の許可が不要であることを説明して、夜間執行の許可請求部分を撤回させることが考えられる。

《参考文献：検索差押等の解釈と運用（問題53）》

### (2) 令状の有効期間

○ 令状の有効期間は、逮捕状等の一般的な令状と同様に、原則として令状発付の日から7日である（規300条）。

### (3) 令状に付する条件等

○ 身体の検査については、人権に影響するところが大きいため、被検査者の性別、健康状態その他の事情を考慮して、裁判官は適当と認める条件（身体検査の場所、時期、検査者の指定や検査の方法等に関する条件）を付すことができるとされている（法218条6項）。

肛門等の体腔検査など身体への一定の侵襲を伴うような検査については、その前提として「○○の検査は医師をして医学的に相当と認められる方法で行わせること」旨の条件が必要不可欠となろう。

- 被検査者が女子である場合には、医師又は成年の女子を立ち会わせる必要があること（法222条1項、131条2項）を注意喚起しておく意味で、「医師又は成年の女子を立ち会わせること」旨の条件を付加することが考えられる。  
▶ 被検査者が女子である場合の法131条2項による医師又は成年女子の立会いは、裁判官が条件を付したか否かに関わらず、法が直接執行者に命じた規定である。女子の身体を検査する場合にも同様の（成年女子の立会い）規定があるが（法222条1項、115条）、この場合は「ただし、急速を要する場合は、この限りではない。」と例外規定が設けられている。検証としての女子の身体検査には、身体を検査する場合とは異なり、例外規定がないことから、医師又は成年女子の立会いが絶対的に必要であることを注意喚起しておくことが考えられる。

#### (4) 令状の作成

- 記載事項…法219条、規157条等  
令状様式…平成18年5月22日付け最高裁判二第244号刑事局長・総務局長・家庭局長送付（最終改正平成28年10月19日刑二第429号）「刑事事件に関する書類の参考書式について」別紙番号14
- 身体の検査に関する条件を付さない場合には、書き込み防止措置及び条件を付していないことを明確にしておく意味で、令状の同条件欄に斜線を引いている（長崎の運用）。

## 第9 鑑定処分許可状

### 1 鑑定とは

鑑定とは「裁判所が裁判上必要な実験則等に関する知識経験の不足を補給する目的でその指示する事項につき第三者をして新たに調査をなさしめて法則そのもの又はこれを適用して得た具体的事實判断等を報告せしめるもの」である（最高裁第一小法廷判決昭和28年2月19日、刑集7巻2号305頁）。

鑑定人は、裁判所又は裁判官から鑑定を命じられた者であり（法165条、179条）、鑑定について必要がある場合には、裁判所の許可を受けて、人の住居等に立ち入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができる（法168条1項）。

以上は、証拠調べ手続として受訴裁判所が行う鑑定、又は証拠保全手続として行う鑑定の処分に関するものであるが、捜査機関から鑑定の嘱託を受けた鑑定受託者も、

裁判官の許可（鑑定処分許可状）を受けて、鑑定人として前記各処分をすることができる（法225条1項、法223条1項）。

▶ 捜査機関から嘱託を受けた鑑定受託者が鑑定処分許可状に基づいて行う身体検査に対し、被検査者がこれを拒否した場合、裁判所の命による鑑定とは異なり、同身体検査を直接強制できる根拠が明確でないことについては、本書第12の2（強制採血）を参照されたい。

## 2 請求権者

鑑定処分許可状の請求権者は、検察官、検察事務官、司法警察員（含む特別司法警察員）である（法225条2項）。

司法巡查及び捜査機関から嘱託を受けた鑑定受託者自身には請求権がない。

## 3 管轄（請求先）裁判所

本書第1の3(3)記載のとおり（規299条）

○ 原則…請求者の所属官公署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官

例外…請求者の所属官公署の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官（少年事件の場合）

最寄りの下級裁判所の裁判官（やむを得ない場合）

## 4 請求書の記載事項等

鑑定処分許可請求書の記載事項及び留意点等は次表のとおりである。

記載事項	留意点等
請求者の官公職氏名（規159条1項1号）	署名押印又は記名押印のほか、請求年月日、所属官公署名の記載も要する（規58条1項、60条の2第2項1号）。
罪名及び犯罪事実の要旨（規159条1項3号）	犯罪事実の要旨は、逮捕状請求における被疑事実の要旨と同様、他の犯罪と区別できる程度に記載される必要があり、当然ながら刑罰法令の構成要件に該当する事実とこれを特定するに足りる事実が記載される必要がある。 この点、死体の解剖を処分内容とする請求の場合など、正確な死亡原因や死亡日時を特定できないような（その特定をするために鑑定処分を求めているような）場合は、それまでの検査によって判明した事実に基づいて特定すれば足り、犯罪日時等がある程度幅をもった特定になってしまいはやむを得ない。

鑑定人の氏名及び職業（規159条1項4号）	<p>鑑定人（鑑定受託者）の氏名及び職業のほか、実務では、年齢も記載されている。</p> <p>鑑定処分許可状請求書に記載される鑑定人については、鑑定受託者として内諾を得ている者（鑑定受託予定者）が記載されることが多いと思われる。</p> <p>通常、鑑定受託予定者から内諾を得た旨などを聴取した電話聴取書等の疎明資料が添付されているので、これによって鑑定受託予定者の氏名や職業等を確認することになる。</p>
鑑定を嘱託した年月日	鑑定を嘱託した年月日が記載されることになる。一般には、鑑定受託予定者から内諾を得た年月日が記載されていることが多いと思われる。
鑑定嘱託事項	<p>鑑定嘱託事項とは犯罪捜査上鑑定を必要とする事項（例えば、死体の解剖によって明らかにすべき死因、自他殺の別や死亡推定時刻など）であり、その旨が簡明に記載されることになる。処分対象に対する嘱託事項が複数あるときは、通常、箇条書きで記載されていることが多い。</p> <p>この記載は、裁判官が令状を発付するか否か、つまり、犯罪捜査上鑑定が必要であるのか、鑑定の必要性が認められる場合でもその処分が鑑定をする手段として必要かつ相当なものであるのかについて判断資料の一つとなる重要な記載事項といえる。</p>
被疑者又は被告人の氏名（法人であるときはその名称）（規159条1項2号）	<p>被疑者等の氏名又は名称に加えて、実務では、自然人であれば年齢（生年月日）、法人であれば代表者氏名も記載されている。</p> <p>被疑者等の氏名又は名称が明らかでないときは、その旨（「被疑者不詳」など）を記載すれば足りる（規159条2項、155条3項）。</p> <p>共犯者がいるときは、「○○外何名」などと記載される。</p>
鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物（規159条1項5号）	<p>鑑定のための処分の種類に応じて、処分の対象を特定できる（他と区別できる）程度に記載される。</p> <p>例えば、「検査すべき身体」、「解剖すべき死体」の場合は、住所、氏名、年齢等で特定され、これらが不明であれば身体の特徴（身長、性別、手術痕、傷痕等）で特定されることが多い。</p> <p>なお、身元不明であり、損傷が激しい焼死体など身体的特徴による特定も困難であるときは、「○○○（発見場所）から発見された男性焼死体1体」「○○○○（当時○○歳）の死体」などと発見場所等で特定されることも許されよう。</p>
7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由（規159条1項6号）	実務上、7日を超える有効期間を必要とするような鑑定処分許可状の請求例はほとんどないと思われる。

## 5 その他の留意点

### (1) 令状に記載すべき鑑定処分の対象

- 鑑定処分許可状の「立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物」欄には、原則として、鑑定のために必要となる処分の対象を他と区別できる程度に特定して記載すれば足りる。
- 処分の対象が「検査すべき身体」など、部分的な検査（侵害）で済ませられる場合においては、権利者保護の観点から、鑑定のための処分を最小限の範囲に制限する趣旨で、「△△をするのに必要な□□（××部分）を○○すること」などと特定することも考えられる（例えば、強制採血や毛髪採取における鑑定処分許可状の場合など。）。
- ▶ 人の身体検査を処分の内容とする場合は、不必要的処分を制限し、被検査者の保護を図るため、鑑定事項や目的等を付加したうえで処分の範囲を限定的に記載すべきであろう。そのほか、事例としては少ないと思われるが、物の破壊を処分の内容とし、破壊の程度によって財産的価値が激変する場合であり、かつ、部分的な破壊のみで鑑定の目的が達せられる場合にも、処分の範囲を限定的に記載することが考えられるので、裁判官に相談をされたい。

### 【鑑定処分の対象の特定方法】

#### ○ 立ち入るべき場所

「○市○町○番地 ○○方居宅」、「・・・○○ホテル○号室」などと、住所及び名称で特定する。

#### ○ 検査すべき身体

強制採血であれば、「検査すべき身体：被疑者の身体（血液） 身体の検査に関する条件等：医学的に相当と認められる方法により、4ミリリットルを超えない量の血液を採取すること」などと記載する。

#### ○ 解剖すべき死体

身元が特定されている死体は、

「○市○町○番地 長崎太郎（当○歳）の死体」などと、住居所、氏名、年齢等で、

身元が不明の死体は、

「身長約○センチメートル、年齢30代から40代位、腹部に約10センチメートルの手術痕のある男性の死体」などと、身体の特徴（身長、性別、手術痕、傷痕等）で特定する実務例もある。

#### ○ 発掘すべき墳墓

事例はほとんどないと思われるが、墓の所在地、墓碑銘等で特定されることになろう。

○ 破壊すべき物

物の名称等（名称のほか、色や形状などの特徴、製造会社名、製造番号等）で特定する。

(2) 令状の有効期間

○ 令状の有効期間は、逮捕状等の一般的な令状と同様に、原則として令状発付の日から7日である（規300条）。

(3) 令状に付する条件等

○ 身体の検査については、人権に影響するところが大きいため、被検査者の性別、健康状態その他の事情を考慮して、裁判官は適当と認める条件（身体検査の場所、時期、検査者の指定や検査の方法等に関する条件）を付すことができるとされている（法225条4項、168条3項）。

必要に応じて「〇〇の検査は医師をして医学的に相当と認められる方法で行わせること」旨などの条件を定めることになろう。

○ 身体検査の被検査者が女子である場合には、医師又は成年の女子を立ち会わせる必要があること（法225条4項、168条6項、131条2項）を注意喚起しておく意味で、「医師又は成年の女子を立ち会わせること」旨の条件を付加することも考えられる。

▶ 被検査者が女子である場合の法131条2項による医師又は成年女子の立会いは、裁判官が条件を付したか否かに関わらず、法が直接執行者に命じた規定である。女子の身体を検査する場合にも同様の（成年女子の立会い）規定があるが（法222条1項、115条）、この場合は「ただし、急速を要する場合は、この限りではない。」と例外規定が設けられている。鑑定処分としての女子の身体検査には、身体を検査する場合とは異なり、例外規定がないことから、医師又は成年女子の立会いが絶対的に必要であることを注意喚起しておくことが考えられる。

(4) 令状の作成

○ 記載事項…法225条4項、168条2項、規133条等

令状様式…平成18年5月22日付け最高裁判所第244号刑事局長・総務局長・家庭局長送付（最終改正平成28年10月19日刑二第429号）「刑事事件に関する書類の参考書式について」別紙番号15

○ 身体の検査に関する条件を付さない場合には、書き込み防止措置及び条件を付していないことを明確にしておく意味で、令状の同条件欄に斜線を引いている（長崎の運用）。

## 第10 引致状

### 1 引致状とは

引致状とは、保護観察対象者に一定の事由がある場合に、保護観察所長等が保護観察対象者を引致（身柄の確保、勾引）するための令状である（更生保護法63条2項、3項、売春防止法26条2項）。

### 2 保護観察対象者とは

保護観察対象者（更生保護法48条）には、①保護観察処分に付された少年（少年法24条1項1号）、②保護観察付執行猶予判決を受けた被告人（刑法25条の2第1項）のほか、③刑事施設（懲役又は禁錮刑の執行のために拘置する施設）、少年院又は婦人補導院に収容されている者のうち地方委員会から仮釈放又は仮退院の許可を受けて保護観察に付された者（更生保護法40条、42条、売春防止法26条1項）も含まれる。

### 3 引致状請求に至るまでの流れ

引致状の請求については、更生保護法に基づくもののか、売春防止法に基づくものもある（更生保護法を準用しているため、基本的な流れは同一である。）が、ここでは、更生保護法に基づくもののうち、実務上請求が多いと思われる仮釈放を許された者（以下、「仮釈放者」という。）に対する引致状を主として説明する。

地方委員会による仮釈放許可決定（刑法28条、更生保護法39条、23条、26条）

※決定に際しては、原則として仮釈放者の居住すべき住居が特定される（更生保護法39条3項）。



保護観察（更生保護法40条）

※必要的保護観察であり、定められた住居に居住すること、一般遵守事項（同法50条）及び特別遵守事項（同法51条）が定められた場合はその事項を遵守することが義務付けられる。

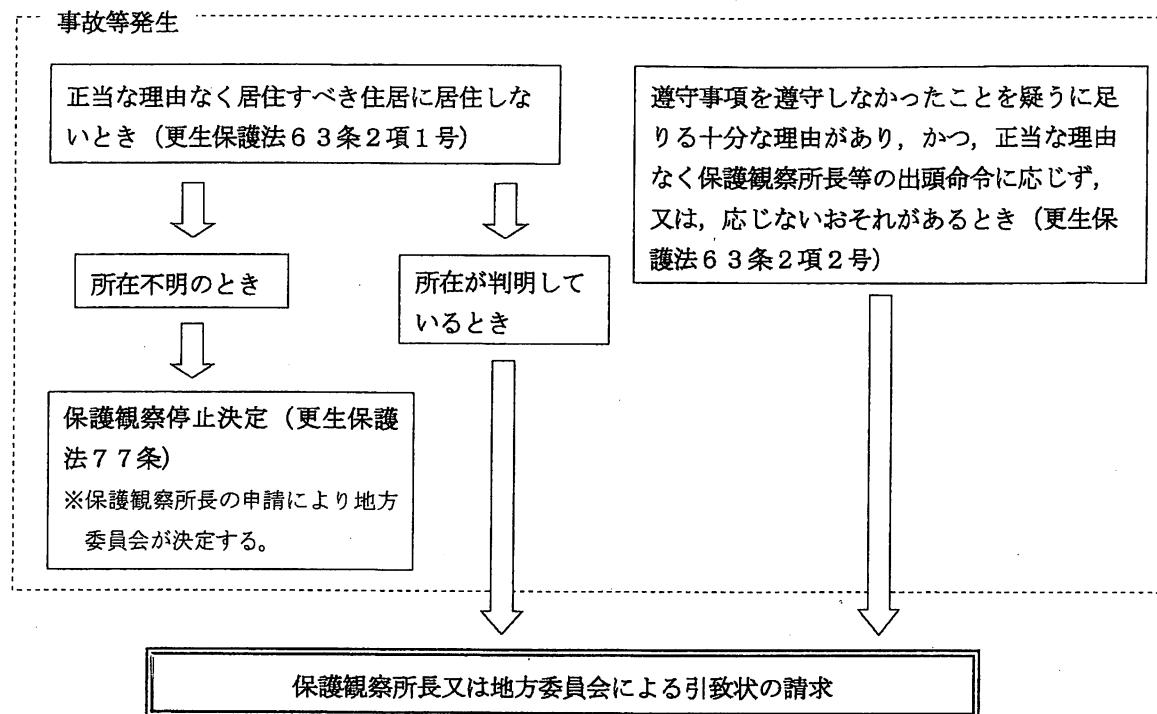


仮釈放許可決定の告知（更生保護法27条）



仮釈放





#### 4 請求権者

引致状の請求権者は、①保護観察所による保護観察対象者を引致するための引致状については「保護観察所長」（更生保護法63条4項、2項）、②地方委員会による仮釈放者又は仮退院者を引致するための引致状については「地方更生保護委員会（3人の委員から構成される合議体）」（同条4項、3項、9項、売春防止法26条2項）である。

なお、保護観察官には請求権がない。

#### 5 管轄（請求先）裁判所

請求権者の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官である（更生保護法63条4項）。

なお、「やむを得ない事情があるとき」（刑訴規299条1項ただし書）や「急速を要するとき」（国税反則取締法2条2項等）のような例外規定（最寄りの裁判所の裁判官に請求できる旨の規定）がないことに留意する。

#### 6 その他の留意点

##### （1）請求書の受理（立件）

- 一般的な令状の請求と同様に「刑事雑事件簿（令状請求事件簿）」又は「少年審判雑事件簿（令状事件簿）」に登載する。
- 事件簿の「罪名等」欄は、引致状の請求にかかる固有の罪名等がないことから、請求の根拠となる条文（例えば「更生保護法63条2項」など）を記載する。

##### （2）保護観察停止決定日及び効力発生日

- 請求書には、本来の刑期終了日が記載される（なお、保護観察停止決定がな

されている場合には、保護観察停止決定日及び停止決定が効力を生じた日もあわせて記載される。)。

上記日付は、疎明資料として提出される、仮釈放許可決定通知書、地方委員会から保護観察所長宛ての保護観察停止決定通知書などで確認する。

また、請求時点において、すでに本来の刑期終了日を経過していたり、その同終了日が切迫していたりするような事案では、同終了日前に保護観察停止決定の効力が生じていたかがより重要になるので、必要に応じて効力発生の直接的な疎明資料（書留郵便物受領証書写しなど）の提出を求めることが考えられる。

▶ 地方委員会がした決定は、仮釈放者に対する告知（言渡し又は決定書謄本の送付等）によってその効力が生じる（更生保護法27条1項、2項）。仮釈放者の所在が不明である場合は、決定書謄本を居住すべき住居に宛てて書留郵便に付して発送し、発送の日から5日を経過した日に仮釈放者に送付されたものとみなされる（同条4項）。

○ 保護観察停止決定の効力発生日が本来の刑期終了日よりも後の日付になつていないことを確認する。後の日付になつている場合は、すでに刑期が終了し、保護観察自体も終了していることになるので、引致状請求の必要性を欠くことになる。

### (3) 刑の時効

○ 刑の言渡しを受けた者は、時効によりその執行を免除される（刑31条）。

仮釈放者については、仮釈放期間中（保護観察期間中）であっても刑期は進行するが、保護観察停止決定の効力が生じると刑期の進行は停止し（更生保護法77条5項），その停止の期間中は刑の時効が進行するものと解されている（大コンメンタール刑法第三版第1巻727頁、746頁）。

所在不明の仮釈放者について刑の時効が完成すれば、同仮釈放者に対する保護観察も終了することになるので、引致状請求の必要性を欠くことになる。

▶ 逮捕状などの犯罪捜査のための令状請求においては、公訴時効（法250条）に留意することになるが、仮釈放者に対する引致状請求においては、刑の時効（刑31条、32条）に留意することになる。特に長期間にわたって仮釈放者の所在を確認できず、何度も引致状の再請求を繰り返している場合には、刑の時効完成に注意する必要がある。刑の時効を確認する際は、罪名の法定刑ではなく、宣告刑が基準になるので、判決書写しなどの疎明資料で宣告刑を確認することになる。

▶ 刑の時効期間の計算は、暦に従って計算し（刑22条），初日は時間に関わらず、1日として計算する（刑24条1項）。なお、初日（起算日）は、保護

観察停止決定の効力発生日（書留郵便に付して発送した場合は発送の日から5日を経過した日）となる。

(4) 引致すべき場所

- 実務上、「○○保護観察所又は引致に着手した場所を管轄する保護観察所、保護観察所支部若しくは駐在官事務所」と逐一的に請求される例が多い。

(5) 令状の有効期間

- 引致状の有効期間も刑事手続上の令状と同様、原則として7日間である（更生保護法63条7項、法64条、規300条）。

引致状は保護観察官が執行するものとされているが、それが困難である場合は警察官に嘱託して執行することもできる（更生保護法63条6項）。実務では、後者の執行方法による場合が多く、嘱託手続に要する時間及び所在調査に要する時間等を理由に7日の有効期間内ではその執行が困難であるとして、当初から7日を超える有効期間を請求してくることが多い。所定の住居に戻る可能性がほとんどない場合など、7日を超える有効期間の相当性や必要性が疎明資料から明らかであれば、当初から7日を超える有効期間を認めて発付する場合もある。

(6) 引致状の再請求

- 基本的な処理の流れとしては、逮捕状の再請求の場合と同様であり、旧引致状を返還させ、新たな引致状の請求について審査することになる。

▶ 前記(3)記載のとおり、刑の時効完成には留意する。

(7) 引致状の作成等

- 記載事項…更生保護法63条7項、法64条等

令状様式…平成18年5月22日付け最高裁判二第244号刑事局長・総務局長・家庭局長送付（最終改正平成28年10月19日刑二第429号）「刑事事件に関する書類の参考書式について」別紙番号20

- 「引致すべき住居」欄は、「住居」ではなく「居住すべき住居」を記載するため、保護観察対象者の「住所」欄と一致しないことに留意する。したがって、引致すべき者の所在が不明であっても「不定」、「不詳」などとはならない。

- 「引致の理由」欄は別紙を用いることが多いと思われるが、その書き出しとしては、引致すべき者は被疑者や被告人などの肩書きがないので、「○○○○は」との氏名で始まることが多い（「被疑者は」、「被告人は」などとなっていないかを確認する。）。

- 請求者欄は、単に「○○保護観察所長」、「○○地方更生保護委員会」とすれば足り、氏名の記載までは不要であるが、記載されていても抹消させる必要はない。

- 前掲令状様式は2枚組になっているので、2枚目の用紙（留置関係）を添付し忘れないよう留意する。

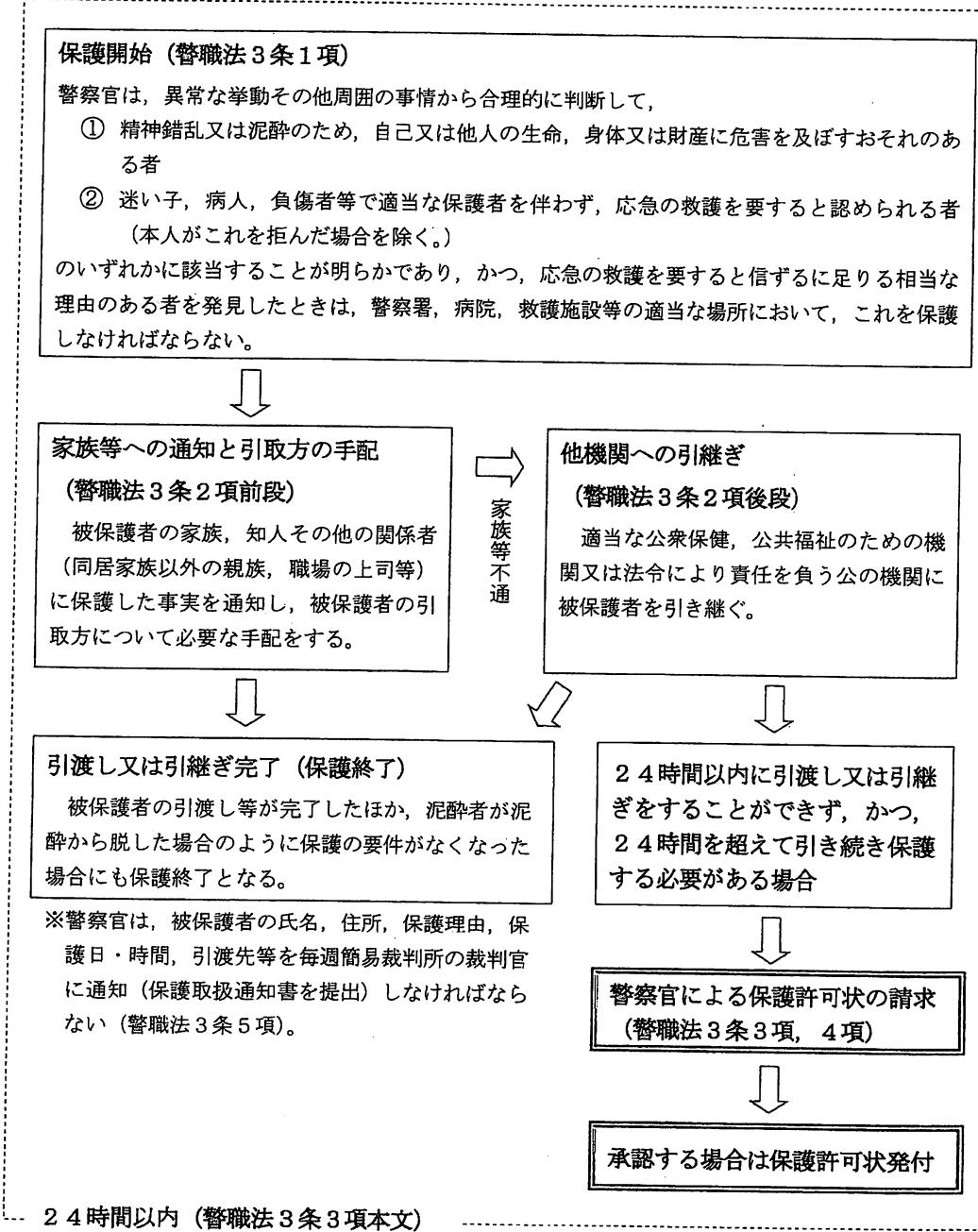
## 第11 警察官職務執行法3条による保護許可状

### 1 保護許可状とは

保護許可状とは、警職法3条1項による被保護者について、24時間を超えて引き続き保護することを承認する令状である（警職法3条3項ただし書）。

保護許可状の請求事件は行政雑事件である。

### 2 保護許可状請求に至るまでの流れ



### 3 請求権者

保護許可状の請求権者は、警察官である（警職法3条4項）。

### 4 管轄（請求先）裁判所

保護した警察官の所属する警察署（警視庁及び道府県警察本部を含む）の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判官であり（警職法3条3項ただし書）、簡易裁判所の専属管轄となる。

なお、管轄基準地は、保護した警察官の所属する警察署の所在地であり、必ずしも被保護者を現実に保護している病院等の所在地、すなわち被保護者の現在地でないことに留意する。

### 5 その他の留意点

#### (1) 請求書の受理（立件）

- 一般的な令状の請求とは異なり、「行政雑事件簿（令状請求事件簿）」に登載することに留意する。
- 事件簿の「罪名等」欄は、保護許可状の請求にかかる固有の罪名がないことから、請求の根拠となる条文（例えば「警察官職務執行法3条」など）を記載する。
- 保護開始から24時間を経過する前に請求がされたか否かを明らかにしておく意味では、請求書に押捺した受付日付印の所定箇所に請求書受領時刻の記載をする取扱いもある。

#### (2) 保護の時間的制限

- 警察官が保護できる時間は、裁判官の保護許可状がある場合を除き、保護開始から24時間を超えることができない（警職法3条3項）。したがって、24時間を超えて引き続き保護する必要があるときは、同時間を超える前に保護許可状の発付を受ける必要がある。

なお、裁判官の許可にかかる保護の延長期間は、保護開始から通じて5日を超えることができない（警職法3条4項）。

- 保護開始の起算点は、路上その他の場所で現実に保護に着手したときであり、警察署等の施設に入れたときではないことに留意する。

#### (3) 発付の要件等

- 24時間を超えて引き続き保護することが真にやむを得ないと客観的に判断し得る事情があること（警職法3条4項）、発付時点において保護の要件（同条1項）が存在していることが必要となる。

▶ やむを得ない事情としては、例えば、被保護者の家族等が遠隔地に居住している場合、他機関へ被保護者を引き継ぐに際して受入準備等に時間を要する場合などで、24時間以内に引渡し等を完了できる見込みがないなどが考え

られる。

▶ 被保護者が泥酔者（酩酊者）である場合は、24時間を超えても泥酔状態が継続するとは一般的に考えにくいこと、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律3条3項に「保護は、24時間を超えない範囲内でその酔いをさますために必要な限度でなければならない。」旨が規定されていることを考慮すると、保護許可状の発付については慎重な対応をすべきといえよう。

○ 延長を許可する期間の計算は、日単位で行うことになるから、初日（保護開始日）が24時間未満であっても1日として計算することに留意する。

▶ 例えば、月曜日の午後11時に保護された場合は、金曜日の午後12時が延長許可にかかる期間の限度となる。

○ 保護の延長については、規定上、最初の24時間を経過するまでに保護許可状を請求するのはもちろんのこと、同時間を経過する前に保護許可状を発付する必要がある。

ただし、保護の延長は、犯罪捜査のためではなく、もっぱら被保護者のために行われるものであるから、警察官が24時間以内に保護許可状を得ることについてできる限りの努力をしているのであれば、逮捕、勾留における時間的制限のように厳格に解するまでの必要性は乏しいと考えられる。むしろ、いったん保護を開始した以上は、未だ応急の救護（保護）を要する限りその保護を継続すべきであって、単に時間的制限の関係のみで保護許可状の請求を却下し、その保護を解除することは相当でないと考えられる（場合によっては、遺棄責任の問題に発展することも考えられる。）。

#### (4) 保護許可状の作成

○ 記載事項…警職法3条4項、その他被保護者の特定に関する事項等

令状様式…平成12年11月27日付け最高裁判二第367号刑事局長・行政局長送付「行政手続における各種令状の参考書式について」別紙4

○ 「やむを得ないと認められる事情」欄は別紙を用いることが多いと思われるが、その書き出しとしては、保護を要する者には被疑者や被告人などの肩書きがないので、「〇〇〇〇は」との氏名で始まることが多い（「被疑者は」、「被告人は」などとなっていないか留意する。）。

### 第12 特殊事案にかかる令状

#### 1 強制採尿

##### (1) 強制採尿の目的

○ 尿の採取は、主に体内の麻薬や覚せい剤の有無を検査するために必要とされ

ることが多い。任意で排出及び提出された尿は、何らの令状なくして検査に使用できるが、任意採尿を拒否した場合には、強制処分としての採尿（強制採尿）が必要となる。

- 強制採尿には、通常、被検査者の尿道に導尿管（カテーテル）を挿入して尿を採取する方法が用いられる。

(2) 強制採尿に用いる令状の種類

- 強制採尿は、その方法等について一定の条件を付した「検索差押許可状」によることになる（最高裁第一小法廷決定昭和55年10月23日刑集34巻5号300頁）。

▶ 被検査者が尿の任意排出には応じたものの、排出した尿の提出を拒否しているにすぎない場合は、差押許可状を得てこれを差し押さえることで足りる。

(3) 請求書の記載事項等

- 請求権者、請求先及び請求書の記載事項は、通常の検索、差押許可状を請求する場合と同様である。

なお、強制採尿の場合の対象物等は、

「検索すべき場所、身体又は物」欄は「被疑者の身体」

「差し押さえるべき物」欄は「被疑者の尿」

などと特定されることが多い。

- 強制採尿は、被疑事件の重大性、嫌疑の存在、差し押さえるべき物の重要性（証拠としての重要性）、嫌疑との関連性、適当な代替手段の不存在等の事情に照らし、犯罪の検査上真にやむを得ないと認められることが必要となる（前掲最高裁決定）。

▶ やむを得ない場合に（最終的な手段として）強制採尿が許されるという趣旨からすれば、例えば、被疑者に尿の任意排出及び提出をするよう説得の手段を講じたものの、被疑者があくまでこれを拒否しているなどの事実を疎明させるのが相当であると考えられる。

- 強制採尿の最終的な目的は、尿の差押え自体ではなく、あくまで差し押された尿を鑑定して覚せい剤等の成分の有無を検査することにあるから、その成分の存在を認めるに足りる状況が疎明されることも必要となる場合がある。

▶ 例えば、覚せい剤使用の事案において、令状請求が被疑事実記載の使用行為日の翌日や2日後にされたという場合は、尿中に当該被疑事実にかかる覚せい剤の成分が含まれる可能性が否定されやすい。しかし、使用行為日から10日以上経過している場合には、同成分が含まれる（未だ残留している）可能性そのものが必ずしも明確ではないから、それまでの覚せい剤使用頻度に

関する検査報告書や供述調書、実際に鑑定を実施する科学検査研究所技術職員等からの成分検出可能性に関する電話聴取書等で疎明させる必要がある場合も考えられる。

(4) 令状に付する条件等

- 強制採尿は、一般的の搜索、差押えに比して人権侵害の程度が大きくなるおそれがあり、検証の方法としての身体検査と共通の性質を有しているため身体検査令状に関する法218条6項が準用される。よって、強制採尿令状には、「医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない」旨の条件記載が必要不可欠となる（前掲最高裁決定）。
- 強制採尿令状の効力として、任意同行に事実上応じない被疑者を採尿に適する最寄りの場所まで連行することができ、その際、必要最小限度の有形力を行使することもできる（最高裁第三小法廷決定平成6年9月16日刑集48巻6号420頁）。令状の効力として強制連行することが可能ではあるものの、採尿場所を指定することはもとより、採尿に適する最寄りの場所まで連行することを許可している旨を明らかにする意味において、実務では強制採尿令状にその旨を記載している。

【条件欄の記載例】

検査 差押え に関する条件	<p>1 強制採尿は、医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない。</p> <p>2 強制採尿のために必要があるときは、被疑者を  <u>○○市○○町○番○号所在の○○病院</u>  <u>又は</u>採尿に適する最寄りの場所まで連行することができる。</p>
---------------------	--

- ▶ 採尿場所の特定については、通常、採尿することについての内諾を得た病院等の施設及び所在地に関する疎明資料（電話聴取書、検査報告書等）で確認することができる。
- ▶ 採尿場所が特定されていない場合は、記載例中の下線部分（所在地、施設名称及び「又は」の部分）を削除する。

(5) 令状の作成

- 記載事項…法219条1項等

令状様式…平成18年5月22日付け最高裁判第244号刑事局長・総務局長・家庭局長送付（最終改正平成28年10月19日刑二第429号）「刑事案件に関する書類の参考書式について」別紙番号12

## 2 強制採血

(1) 強制採血の目的

- 血液の採取は、主に血中アルコール濃度測定や血液型判定等のために必要と

されることが多い。例えば、飲酒運転の事案で被疑者がアルコール濃度測定の呼気検査に応じない場合、呼気検査の直接強制は事実上困難であるから、その代替手段として被疑者の血液を採取して血中アルコール濃度を測定することが考えられる。

測定に必要な限度の血液の採取は、被疑者の任意の承諾があれば、同意に基づく身体検査として令状なくしてできるものとされているが、被疑者の任意の承諾を得られない場合には、強制処分としての血液採取（強制採血）が必要となる。

▶ 被疑者の同意を得ていても、捜査手続の安全を期して令状請求されることもある（疎明資料中に採血に関する被疑者の同意書がある場合がある。）。

#### (2) 強制採血に用いる令状の種類

○ 令状の種類については、諸説あるものの、実務では「鑑定処分許可状」と「身体検査令状」を併用するのが一般である。

▶ 体内に存在する血液は、いずれ排出される無価物である尿とは異なり、生命や健康の維持に必要な人体の一部を構成している。血液採取は、軽度であっても身体に対する損傷又は痕跡を伴う方法（耳に小さな傷をつけたり注射針を用いたりして少量の血液を採取する方法など）となるから、医師等の専門的知識及び技術を有する者によって行われる必要があり、その行為は鑑定に必要な処分の一種としての身体検査の側面を有する。そうすると、血液採取は、基本的に鑑定処分許可状によることになる。

▶ 捜査機関が嘱託して行う鑑定（法225条、223条1項）については、被疑者が血液採取を拒否した場合、間接強制はできるものの（法225条4項、168条6項、137条、138条）、裁判所の命による鑑定（法165条）とは異なり、直接強制できる根拠が明確でない（直接強制の規定となる法172条、139条が準用されないため。）。そこで、身体検査令状（法218条1項）を併用することによって、法222条1項が準用する法139条により身体検査の直接強制を行い、その間に血液鑑定のための採血を実施することが可能となる。

#### (3) 請求書の記載事項等

○ 請求権者、請求先及び請求書の記載事項は、通常の鑑定処分許可状及び身体検査令状を請求する場合と同様である。

○ 強制採血は、軽度であっても身体に対する損傷又は痕跡を伴う方法によることになるから、強制採尿の場合と同様、被疑事件の重大性、嫌疑の存在、証拠としての重要性、嫌疑との関連性、適当な代替手段の不存在等の事情を総合的に考慮してその必要性及び相当性が判断される。

▶ 必要性等の判断基準は、基本的に強制採尿の場合に準じることになる。例

えば、強制採血が必要とされる事件は、事案の内容にもよるが、実務上、道路交通法違反（酒気帯び運転等）の場合が多く、覚せい剤取締法違反（自己使用罪等）などの薬物犯罪と比較すると、事件の重大性が満たされているとはいえない場合も多い。そのため、強制採血を必要とする事件において、アルコール濃度が犯罪の構成要件要素をなしているか、犯罪の成否を判断するうえで重要な意味をなしている場合であり、かつ、被疑者が呼気検査を拒んでいるなどしてアルコール濃度測定の代替手段がない場合には、血中アルコール濃度の測定結果の証拠としての重要性、必要性が一般的に十分肯定できるとして、強制採血を許しているものと考えられる。

- 血中のアルコール濃度を測定する目的での強制採血令状の請求があった場合、その濃度は時間の経過により減少又は消滅することになるから、特に迅速な処理が要請されていることに留意する。

#### (4) 令状に対する条件等

- 身体の検査は人権に影響するところが大きく、裁判官が適当と認める条件を付すことができるとされていること（鑑定処分許可状につき法225条4項、168条3項、身体検査令状につき法218条6項）、採取する血液量を必要最小限に制限する必要があることなどから、実務では、鑑定処分許可状及び身体検査令状の「検査すべき身体」、「身体の検査に関する条件」欄に、次のように記載されるのが一般である。

#### 【鑑定処分許可状における条件等の記載例】

立ち入るべき場所、 検査すべき身体、 解剖すべき死体、 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物	アルコール濃度検査をするのに必要な血液（ただし4ミリリットルを超えない範囲）を被疑者の身体から採取すること。
身体の検査 に関する条件	採血は医学的に相当と認められる方法によること。

- ▶ 記載例はアルコール濃度検査目的の場合であり、その他の検査目的の場合は記載例中の下線部分を適宜修正する必要がある。
- ▶ 採血量を「約4ミリリットル」と「約」を付加して請求されることがあるが、「約」を付加するとその範囲があいまいになるので、令状案を起案する際は、裁判官の指示を受ける。

## 【身体検査令状における条件等の記載例】

検査すべき身体	採血に必要な被疑者の身体
身体の検査に関する条件	採血は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること。

▶ 「身体の検査に関する条件」欄中、鑑定処分許可状と異なるのは、「医師をして」という文言が付加されている点である。鑑定処分許可状では、通常、鑑定人欄に医師を記載するので、ことさら条件欄に同文言を付加する必要はないと考えられるが、身体検査令状では、身体検査を行う者を特定して表示する欄がないため、条件欄において採血を行う者を医師に特定する（同文言を付加する）必要があることに留意する。

## (5) 令状の作成

- 記載事項…鑑定処分許可状につき、法225条4項、168条2項、規133条等  
身体検査令状につき、法219条、規157条等  
令状様式…平成18年5月22日付け最高裁判二第244号刑事局長・総務局長・家庭局長送付（最終改正平成28年10月19日刑二第429号）「刑事事件に関する書類の参考書式について」別紙番号14（身体検査令状）、別紙番号15（鑑定処分許可状）
- 鑑定処分許可状の鑑定人欄に、採血自体を行う医師のほか、採取した血液からアルコール濃度測定やDNA鑑定等を行う科学捜査研究所の技術職員等までをも併記する必要性があるか否かについては、諸説あるものの、捜査機関から鑑定人を医師のみとする令状請求があった場合であれば、あらかじめ技術職員等を特定することが困難であることの表れでもあろうから、実務では、医師のみを記載した（請求書の記載どおりに処理した）令状を発付することも多いと思われる。
 

▶ 捜査機関から医師と技術職員等の両名を特定して請求されている場合には、あえて医師のみを記載するのではなく、両名を併記するのが無難である。なお、令状事務（再訂補訂版）250頁では、鑑定人欄に医師と技術職員が併記された鑑定処分許可状の記載例が紹介されている。

## 3 毛髪の強制採取

## (1) 毛髪の強制採取の目的

- 毛髪の採取は、主に麻薬や覚せい剤などの薬物使用歴の解明のために必要と

されることが多い（毛髪鑑定は、薬物使用の期間についてかなり幅のある特定しかできないので、薬物使用の事実を直接立証するために用いられるることはほとんどない）。例えば、薬物使用の事案において、尿から薬物が検出できても被疑者が自己使用を否認している場合など、過去に遡って薬物の使用歴（常習性）、親和性を明らかにし、尿鑑定の信用性を補完することなどを目的として、尿より検出期間の長いとされる毛髪を採取してこれを検査する方法が採られることがある。

毛髪の採取は、被疑者の任意の承諾があれば、血液採取の場合と同様、特段の令状なくしてできるものとされているが、被疑者の承諾を得られない場合には、強制処分としての毛髪の採取（毛髪の強制採取）が必要となる。

#### (2) 毛髪の強制採取に用いる令状の種類

- 令状の種類については、諸説あるものの、実務では強制採血と同様の観点から「鑑定処分許可状」と「身体検査令状」を併用するのが一般である。
  - ▷ 毛髪は、尿と異なり人体にとっての不要物とまではいえず、その採取は、軽度とはいえ被疑者に肉体的苦痛（毛根から採取する場合）、精神的苦痛や生理的影響（容姿の変貌等）を与える可能性がある。そのため、毛髪の強制採取は、強制採血と同様の観点から、実務では「鑑定処分許可状」と「身体検査令状」を併用して行われるのが一般である。

#### (3) 請求書の記載事項等

- 請求権者、請求先及び請求書の記載事項は、通常の鑑定処分許可状及び身体検査令状を請求する場合と同様である。
- 毛髪の強制採取は、被疑者に肉体的苦痛、精神的苦痛や生理的影響を与える可能性があることから、強制採尿や強制採血の場合と同様、被疑事件の重大性、嫌疑の存在、証拠としての重要性、嫌疑との関連性、適当な代替手段の不存在等の事情を総合的に考慮してその必要性が判断される。
  - ▷ 薬物使用の期間についての毛髪鑑定は、かなり幅のある期間の特定しかできず、薬物使用の事実を直接証明できるものではないことから、嫌疑との関連性があるかなど、その必要性が慎重に判断されることになる。例えば、覚せい剤所持の事件において、毛髪鑑定が覚せい剤使用の事実を情状として明らかにするためなどの情状立証を目的とする場合には、事件との関連性が低いといわざるを得ないから、その必要性についてはより一層慎重に判断されることになると思われる所以、裁判官に相談されたい。
- 採取する毛の種類につき、「毛髪（頭髪）」に加えて（又は代えて）、「陰毛」を請求されることがまれにある。しかし、陰毛の採取は、毛髪の採取と比べて被疑者に対する精神的苦痛の度合い（屈辱感や羞恥心）が高いと考えられるか

ら、その必要性についてはより一層慎重に判断される必要があろう。

- ▶ 陰毛採取を請求する理由としては、被疑者が極端な短髪である、毛髪自体がないためなどとするもののほか、被疑者が毛髪を染色又は脱色していることで、その毛髪に含まれる薬物の成分が流出している可能性が高く、鑑定を実施しても充分な結果を得られる見込みがないとするものもある。前者であれば、毛髪に代わるものとして陰毛採取の必要性を肯定できる場合もあるが、後者の場合は、あくまで成分流出の可能性があるにすぎず、それのみを持って精神的苦痛の度合いが高い陰毛採取を認め得るかが問題となる。なお、長崎における後者の事例では、成分流出の可能性があったとしても、被疑者に与える屈辱感等を考慮すれば、まずは毛髪のみを採取・鑑定すべきであり、それで検出できなかった場合に陰毛採取・鑑定の必要性を考慮すべきであるとして、初回からの陰毛採取を却下した（請求を撤回させた）こともある。
- 薬物使用の有無を鑑定するためには、通常、毛根の採取までは必要ないとされており（他方、DNA型鑑定では毛根からの採取が必要とされているようである。）、採取本数についても30本程度あれば足りるとされている（実務では50本程度に限って認める例が多い。）。毛根からの採取や50本を超える本数が請求されている場合には、その必要性についても疎明させる必要があると思われる。

#### (4) 令状に付する条件等

- 一般には、採取する毛の種類、本数を制限し、容貌の変化及び皮膚への損傷を与えない（毛根を採取しない）方法によることなどの条件を付すことになる。

#### 【鑑定処分許可状における条件等の記載例】

立ち入るべき場所、 検査すべき身体、 ・・・又は 破壊すべき物	被疑者の身体（毛髪）
身体の検査 に関する条件	毛髪の採取に当たっては、頭皮外に出た毛髪約50本を 醜状や皮膚の損傷を生じさせないように根元から切除する 方法によることとし、毛根を採取してはならない。

- ▶ 「…検査すべき身体…」欄は、強制採血の場合に準じて、「被疑者の頭部の毛髪中に覚せい剤の成分が残留しているかの検査をするのに必要な毛髪を採取すること」旨の記載も考えられる。
- ▶ 採取本数については、毛髪は血液と異なり人体に対する重要度がそれほど高くなく、厳格に制限するまでの必要性が乏しいことなどから、「約〇本」

と「約」を付加する例が多い。

【身体検査令状における条件等の記載例】

検査すべき身体	被疑者の身体（毛髪）
身体の検査に関する条件	毛髪の採取に当たっては、頭皮外に出た毛髪約50本を醜状や皮膚の損傷を生じさせないように根元から切除する方法によることとし、毛根を採取してはならない。

▶ 「検査すべき身体」欄は、強制採血の場合に準じて、「毛髪採取に必要な被疑者の身体」旨の記載も考えられる。

- 毛根の採取を認める場合は、皮膚に損傷が生じるおそれもあることから、各令状に「医師をして医学的に相当と認められる方法により採取する方法によること」旨の条件を付加することも考えられる。

- 陰毛の採取を認める場合で、かつ、被疑者が女子である場合には、医師又は成年の女子を立ち会わせる必要があること（鑑定処分許可状につき法225条4項、168条6項、131条2項、身体検査令状につき法222条1項、131条2項）を注意喚起しておく意味で、各令状に「医師又は成年の女子を立ち会わせること」旨の条件を付加することも考えられる。

▶ 被検査者が女子である場合の法131条2項による医師又は成年女子の立会いは、裁判官が条件を付したか否かに関わらず、法が直接執行者に命じた規定である。女子の身体を検査する場合にも同様の（成年女子の立会い）規定があるが（法222条1項、115条）、この場合は「ただし、急速を要する場合は、この限りではない。」と例外規定が設けられている。検証や鑑定処分としての女子の身体検査には、身体を検査する場合とは異なり、例外規定がないことから、医師又は成年女子の立会いが絶対的に必要であることを注意喚起しておくことが考えられる。

(5) 令状の作成

- 記載事項…鑑定処分許可状につき、法225条4項、168条2項、規133条等  
身体検査令状につき、法219条、規157条等  
令状様式…平成18年5月22日付け最高裁判二第244号刑事局長・総務局長・家庭局長送付（最終改正平成28年10月19日刑二第429号）「刑事事件に関する書類の参考書式について」別紙番号14（身体検査令状）、別紙番号15（鑑定処分許可状）

4 携帯電話の位置情報探索のための令状

(1) 携帯電話の位置探索とは

- 携帯電話は、通話中以外であっても、電源を切られない限り常時微弱の電波

を発している。通信事業者は、この微弱電波を電話基地局のアンテナで受信することができ、多数の基地局のうちから同電波を受信した基地局のアンテナの位置、受信電波のおおよその方角、距離等のデータを得ることができるシステムを有している（同データから微弱電波を発している携帯電話のおおよその位置を探知することができる。）。

捜査機関においては、所在不明の被疑者を逮捕する目的や、被疑者の行動確認を行う目的などのため、通信事業者の前記システム端末を利用し、被疑者が使用する携帯電話の位置情報を探索（探知）することを必要とする場合がある。この携帯電話の位置探索は、本来顧客情報について守秘義務のある通信事業者に一定の作業を行わせ、個人の行動を秘密裏に把握することを可能にするものであって、個人のプライバシーを制約するおそれがあることから、強制処分の性質を有し、裁判官の発する令状を必要とする。

(2) 携帯電話の位置探索に用いる令状の種類

- 実務では、検証すべき内容、検証期間等を付加した「検証許可状」によっている。
  - ▶ 携帯電話の位置探索は、通信事業者のシステム端末を操作することによって得られる微弱電波を受信した基地局の位置、電波の方角、距離等のデータを基にして、探索対象となっている携帯電話のおおよその位置情報を、五官の作用によって認識するものであるから、強制処分の種類としては刑訴法上の検証にあたるといえる。

(3) 請求書の記載事項等

- 請求権者及び請求先は、通常の検証許可状を請求する場合と同様である。請求書の記載事項についても通常の場合とほぼ同様であるものの、一般には、検証すべき場所又は物（通信事業者のシステム端末及び設置された場所）の特定に加えて、検証すべき内容（位置探索の対象とする携帯電話番号、実施方法等）、検証期間、検証時間（検証期間の各日に位置探索を実施する時間又はその回数）が記載されることになる。

(4) 位置探索の対象者及び対象携帯電話

- ① 既に逮捕状が発付されている被疑者が所持する携帯電話  
位置探索が所在不明の被疑者を逮捕することを目的とするものであれば、一般にその必要性が肯定されるであろう。
- ② 未だ逮捕状が発付されていない被疑者が所持する携帯電話  
犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者に出頭を求め、これを取り調べることができるため（法198条1項）、逮捕状が発付されていないことのみをもって位置探索の必要性が否定されるものではない。もっとも、この場

合は、あくまで任意の取調べの前提としての位置探索であることから、逮捕の場合に準ずるような嫌疑が当該被疑者に存在しているかを疎明させるなどして、より慎重な判断が求められることになる。

③ 逃亡中の被疑者と行動を共にしている第三者が所持する携帯電話

被疑者と第三者との関係、第三者が被疑者と行動を共にしている蓋然性、被疑者が所持（使用）する携帯電話の特定が困難であることなどの事情を疎明させ、第三者のプライバシー保護と比較考慮したうえで判断されることになる。

④ 共通事項

いずれの場合においても、位置探索の対象者が位置探索の対象となる携帯電話を所持している蓋然性が疎明される必要がある。

▶ 蓋然性を疎明する資料としては、例えば、携帯電話契約状況に関する検査事項照会回答書（契約者の特定のため）、関係人の供述調書（使用者の特定のため）などが考えられる。

⑤ 位置探索のための検証期間等

○ 携帯電話の位置探索は、その必要性が認められる場合でも、対象所持者のプライバシーに関わるものであると同時に、実施の過程で通信事業者に一定の負担を課すものであるから、その検証期間等を無制限に認めることには問題がある。そのため、位置探索の目的、対象所持者のプライバシー保護及び通信事業者の負担等を考慮して、明文の規定はないものの、実務では、検証すべき内容（位置探索の対象とする携帯電話番号、実施方法等）、検証期間、検証時間（検証期間の各日に位置探索を実施する時間又はその回数）などの条件等を付加した検証許可状が発付されている。

▶ 検証期間については、実務上、5日から7日間程度を認めていることが多いと思われるが、7日間を超えるなどの長期間にわたる場合はその必要性を疎明させる必要がある。

▶ 検証時間については、もっぱら通信事業者の負担等を考慮して定められる。通常は、一日に実施する時間帯や回数が検査機関と通信事業者との間で調整されており、その旨の電話聴取書等が疎明資料として提出されるから、その調整内容に即した時間帯や回数を条件とすることが多いと思われる。

## 【条件等の記載例】

検証すべき場所又は物	<p>1 検証すべき場所又は物 東京都〇〇区〇〇町〇番〇号所在の株式会社〇〇 運営部に設置されたネットワーク・・・システム端 末</p> <p>2 検証すべき内容 前記端末を操作して携帯電話番号090-×××- ×××で使用される携帯電話端末機の所在位置の探 索を行う</p> <p>3 検証期間 令和〇年〇月〇日から同月〇日までの間（土休日 は除く）</p> <p>4 検証時間 前記期間中の各日午前10時頃、午後2時頃、午後 5時頃</p>
------------	--

- ▶ 実務では、「検証すべき場所又は物」欄に直接記載するのではなく、同欄に「別紙のとおり」と記載したうえ、検査機関が用意した別紙を用いる実務例もある。
- ▶ 設置場所やシステム端末名などの特定及び記載事項については、通常、通信事業者ごとにマニュアルが作成され、検査機関に事前配布されている。検査機関は、同マニュアルに記載された事項等を通信事業者に問い合わせて、その内容を記載した電話聴取書等を疎明資料として提出することが多い。

## (6) 令状の有効期間と検証期間

- 令状の有効期間は、通常の検証許可状と同様に、原則として令状発付の日から7日である（規300条）。
- 令状の有効期間は、あくまで検証に着手するまでの期間であり、検証許可状で認められた検証期間内における断続的な位置探索は、全体について1回的な検証と捉えることができるので、令状の有効期間と検証期間を一致させる必要はないと考えられる。
- ▶ 令状の有効期間は、検証に着手するまでの期間であり、検証期間とは別である。

## (7) 夜間執行

- 断続的な位置探索であっても全体として1回的な検証と捉えることができる以上、最初（1回目）の執行が日没前に開始されれば、日没後に継続することがあっても、夜間執行の許可は不要であると解すべきである（法222条5項）。
- ▶ 検証時間が夜間のみとされている場合など、最初（1回目）の執行が日没後に開始されるときは、夜間執行の許可が必要になろう。

(8) 令状の作成

○ 記載事項…法219条等

令状様式…平成18年5月22日付け最高裁判二第244号刑事局長・総務局長・家庭局長送付（最終改正平成28年10月19日刑二第429号）「刑事事件に関する書類の参考書式について」別紙番号13